地方公共団体向け
二地域居住等
施策推進ブック

第４版

令和６年７月

国土交通省
国土政策局　地方政策課

目次

はじめに 1
１．二地域居住等とは 2
（１）二地域居住等を取り巻く近年の動向 2
（２）これからの「二地域居住」 13
①　二地域居住等とは 13
②　二地域居住等の社会的意義とは 15
２．二地域居住等に関する取組を推進する上でのポイント 16
STEP１　地域や生活情報に関する情報発信 17
STEP２　相談窓口の設置 19
STEP３　きっかけづくりとなる取組の実施 20
（１）「何度も地域に通う旅、帰る旅」による交流・関係人口の創出 20
（２）お試し居住施設、ワーケーション施設、コワーキングスペース・サテライトオフィス等の整備 21
（３）地域住民との交流機会やプログラムの実施 24
（４）地域のファンクラブの設置 27
STEP４　具体的な取組支援の展開 28
（１）住まい 28
（２）交通 32
（３）就業環境 34
（４）保育・教育 38
（５）地域コミュニティへの溶け込み 42
（６）横断的事項 47
３．二地域居住等関連施策一覧（R6.6 時点） 50

はじめに

令和３年度「新たな生活様式に沿った二地域居住の推進調査」において、全国二地域居住等促進協議会に加盟する自治体を対象に、アンケート調査を行いました。その結果、二地域居住等を推進するにあたって、以下の課題があることがわかりました。

[二地域居住等の推進における課題]

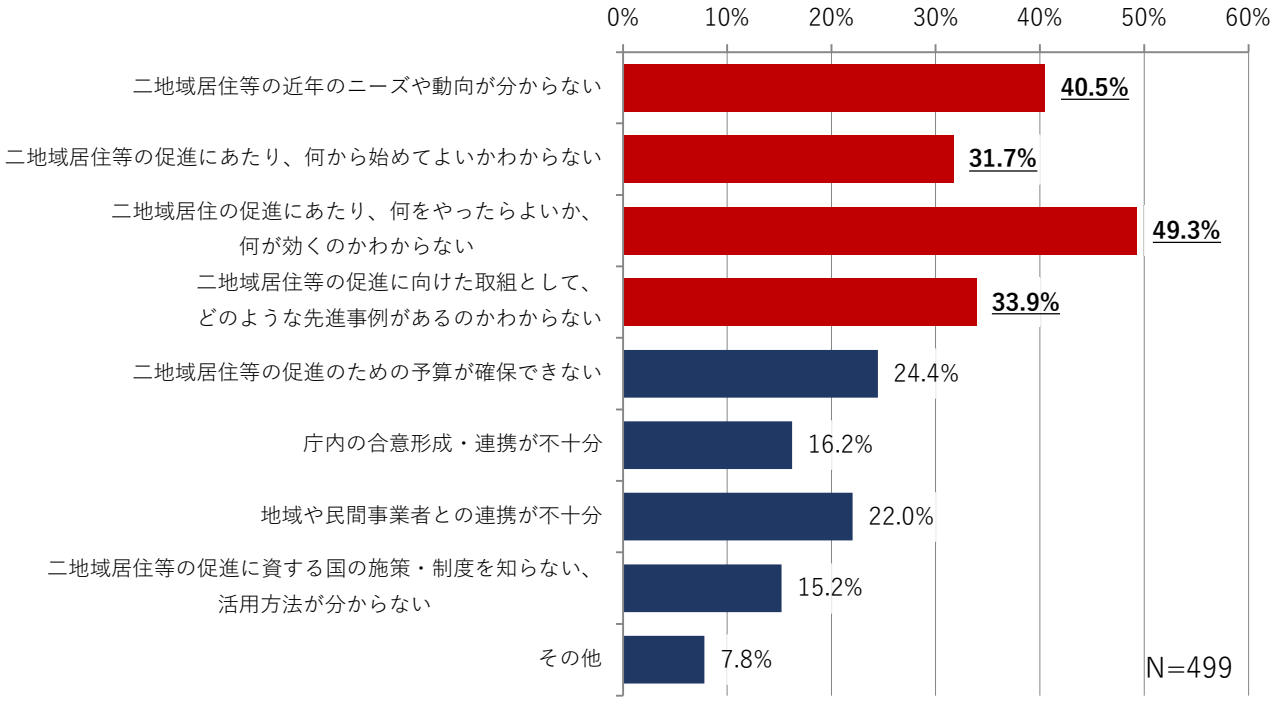

また、全国二地域居住等促進協議会へ加入した動機については、「施策や事例等の情報収集（71.1％）」が最も高い動機となっていました。

そこで、本ガイドラインでは、今後、二地域居住等の推進にあたり、アンケート調査等で把握した各自治体等での施策や事例等を交え、各自治体等が抱える課題を解決する上での一助となるよう、わかりやすく作成することに心がけています。

主に下記について紹介していきます。

●コロナ禍における、二地域居住等の近年のニーズや動向

●二地域居住等を進めるためのポイントを４つの STEP で整理

●各ポイントに沿って自治体等が取り組んできた先進的・ユニークな事例

１．二地域居住等とは

（１）二地域居住等を取り巻く近年の動向

近年のライフスタイルの変化や新型コロナウイルス感染拡大による新たな生活様式の推進に伴い、テレワーク等が普及したことによって、地方移住・就職への関心が生まれてきました。その結果として、地方移住が増えています。このような動きに加え、国民の二地域居住の関心も高まっており、それに合わせ、二地域居住の事業・サービスも生まれる等、二地域居住を取り巻く環境が変わり始めています。

新型コロナウイルスを契機に、テレワークなどの新しい生活様式が普及

新型コロナウイルス感染拡大により、東京都 23 区で 5 割以上の企業がテレワークを実施し、都心に出勤しなくても働くことができる環境が整い、地方移住や兼業・副業、ワークライフバランスの充実に取り組みやすい環境となり始めました。

企業において、テレワーク等に関する様々な取組が進み、国民の意識・行動も変化してきています。「場所を問わない暮らし」が現実的になったことから、地方に目が向く機会が増えたといえます。

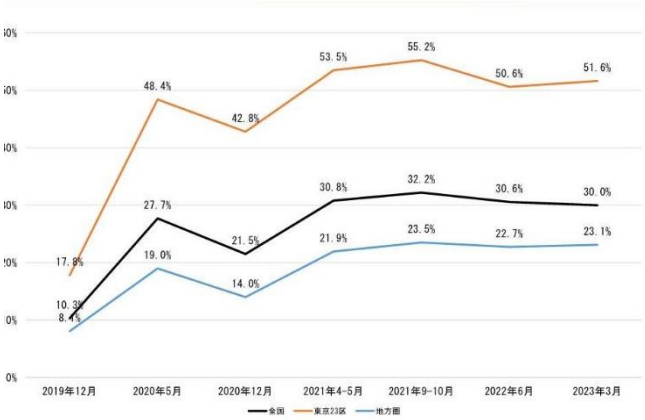

出典／内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」
（インターネット調査、10,056 人回収、令和 5 年 3 月 2 日～3 月 11 日）

企業での新たな取組の展開例

＜トヨタ自動車＞

在宅勤務に関する職場からの距離制限を撤廃し、全国どこでも可能にする制度を導入。

・出社が必要な場合は距離不問で交通費を全額支給し、従業員の負担の軽減
・単身赴任を解消し、育児や介護との両立を実現

＜明治安田生命＞

本社部門に所属しながら地方拠点で働く「リモート型」の職種を新設。

・生保業界は配偶者の転勤を機に離職が多いことから、専門性の高い人材が場所を問わず、力量を発揮できるような環境を実現

新たな生活様式の普及によって、地方移住・就職への関心を持つ人が増加

内閣府が実施している調査において、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）在住者の「地方移住への関心」は、2020 年 5 月には“関心がある”と回答のあった合計が 30.2%だったのに対し、コロナ禍で新たな生活様式が浸透してきたことによって、2023 年 3 月には、35.1%に上昇していることから、関心が高まっていることがわかります。特に、20 歳代をみると、2023 年 3 月時点で東京圏では 44.8%、東京都 23 区では 43.0%と約半数近くの方が地方移住への関心を示しています。

コロナ禍によって、過密を避けた自然豊かな環境に魅力を感じ、地方への関心が高まっています。

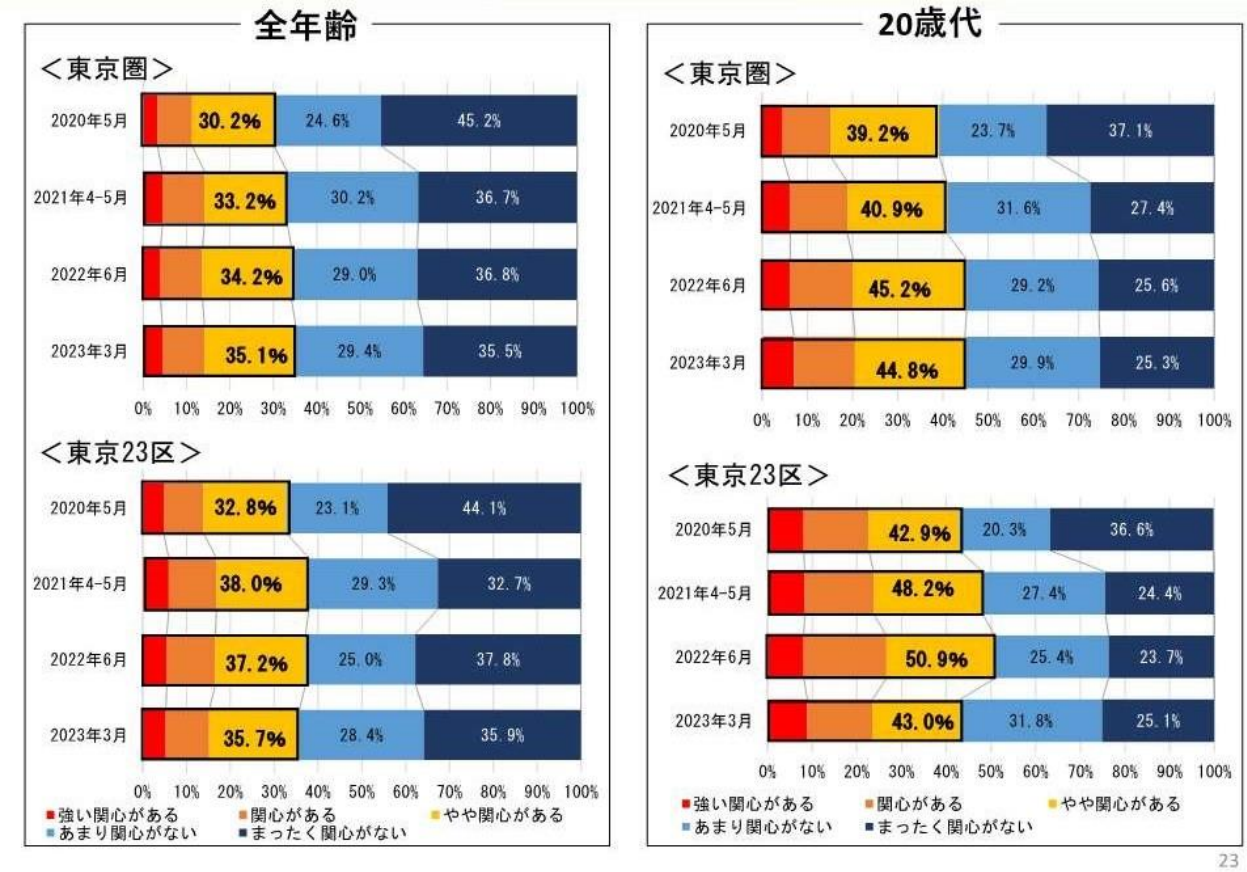

また、高校生・大学生等に、将来の進路希望について調査した結果、「地方（都心部以外）での就職志向が高まった」、「地方都市での就職志向が高まった」の割合がコロナ禍で高まっており、若い世代の意向の変化もみられます。

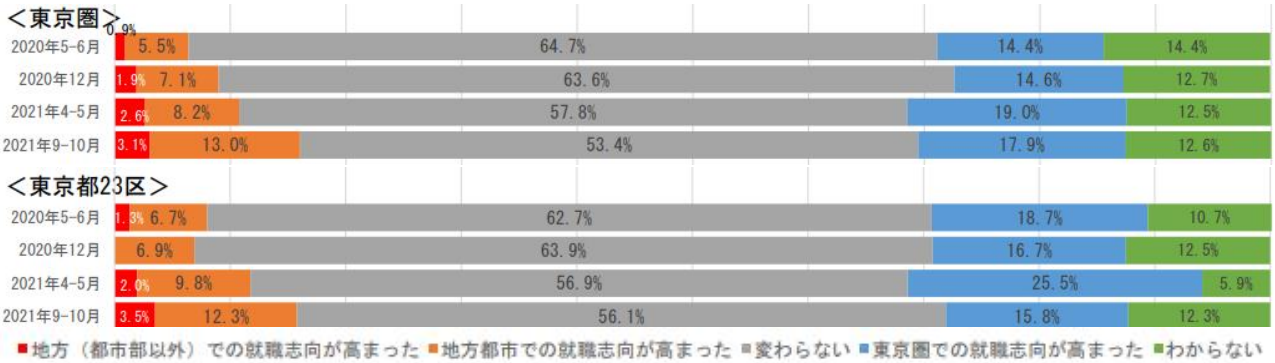

出典／内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

（インターネット調査、10,128 人回収、令和 3 年 9 月 28 日～10 月 5 日）

戻りつつある東京圏への人の流れ

総務省「住民基本台帳人口移動報告」によると、東京圏への転入超過数は、新型コロナウイルス感染拡大前の 2019 年に約 14.6 万人から 2021 年には約 8 万人まで減少しましたが、2022 年は約 9.4 万人、2023 年は約 11.5 万人と、東京圏への人の流れが再び強まりつつあるのが現状です。

年代別に見てみると、特に就職や進学を契機とした 10 代後半から 20 代の若年層の転入超過が継続しているということが主な原因です。

このため、若年層を中心とした東京圏への過度な一極集中の流れを食い止め、地方への人の流れを創出・拡大していくことが非常に重要です。

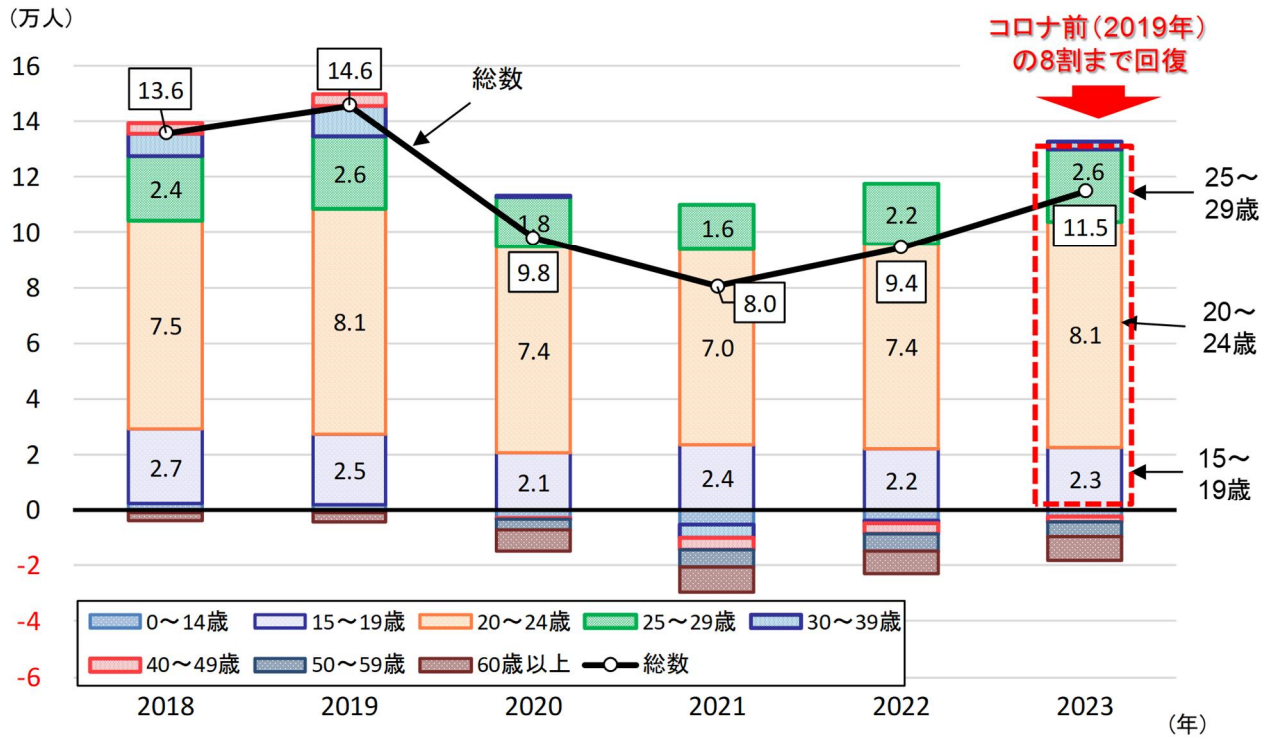

図：東京圏への転入超過数の推移（年齢階級別）
（出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告（2018 年～2023 年/日本人移動者）」

二地域居住等を望むライフスタイルへの関心の高まり

東京都内に住む 20 歳以上の男女を対象に行った調査（㈱トラストバンク）では、39.7%の人が「都市部と地方圏のどちらにも生活拠点をもつ『二地域居住』」といった地方暮らしのスタイルと望んでおり、二地域居住等への興味関心が高いことが示されています。

従来のような毎日の通勤を必要としないテレワークが定着化し、感染症収束後もこの働き方にシフトチェンジされ、通勤の利便性重視から都心に住まう考えから「暮らしやすさ」に重きを置く価値観への変化の現れと考えられます。

あなたの望む地方暮らしのスタイルは何ですか？（n=580）

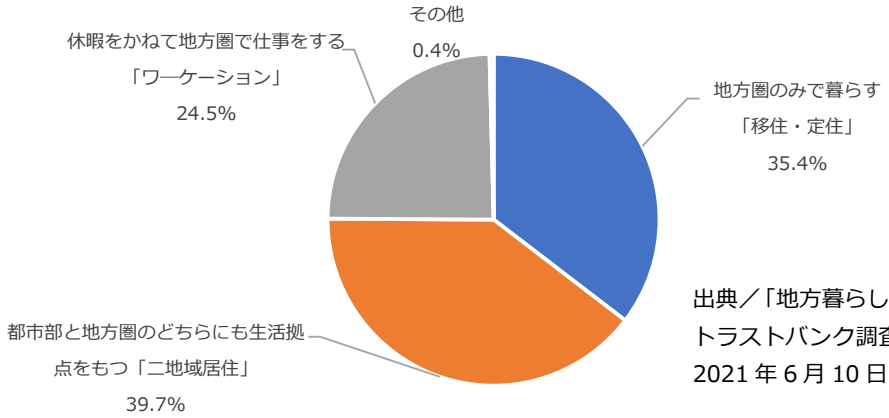

出典／「地方暮らしに関するアンケート」(（株）トラストバンク調査）（インターネット調査、2021 年 6 月 10 日～16 日）

令和４年度インターネットアンケート調査による二地域居住等の実態把握

国土交通省では、令和 4 年に「二地域居住に関するアンケート」を全国の 18 歳以上の男女を対象に、約 12 万人に対してインターネットアンケートを実施しました。その中で、「主な生活拠点以外に滞在する地域（二地域居住等を行っている地域）がある」と答えた人は 8,035 人でした。

この結果から、総人口規模に換算すると、18 歳以上人口（約 1 億 495 万人）のうち、約 6.7%（約 701 万人）が二地域居住等を行っていると推計されます。

また、二地域居住等を行っていない人を対象に、二地域居住等を今後行いたいと思うか確認したところ、回答者の約 3 割が「ぜひ二地域居住等を行いたい又は今後行う予定がある」「条件が許せば二地域居住等を行いたいと思う」「過去に二地域居住等を行ったことがあり、また行いたいと思う」のいずれかを回答しており、二地域居住等に関心のある人でした。

今後、居住地や通勤・通学先以外で、二地域居住等を行いたいと思いますか？（n=111,793）

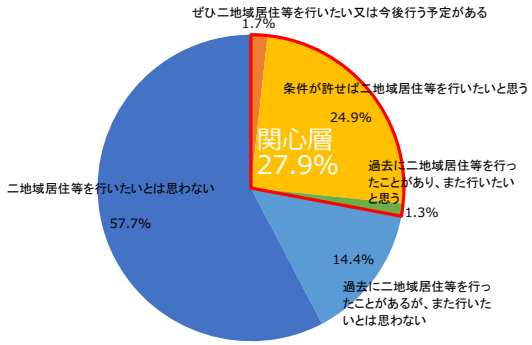

出典／国土交通省「二地域居住に関するアンケート」（インターネット調査、令和 4 年 8 月 31 日～9 月 12 日）、回答者人数ベース

国土審議会 推進部会 移住・二地域居住等促進専門委員会 中間とりまとめ

令和５年７月に閣議決定された新たな国土形成計画では地方における人口減少の流れを変え、国土全体において地域の活力を高めるため、「地方への人の流れの創出・拡大」を掲げています。

その実現に向け、令和５年 10 月に国土審議会の下に推進部会を設置、その下に移住・二地域居住等促進専門委員会を設置し、議論を進めることとしました。移住・二地域居住等促進専門委員会は、令和５年 10 月より３回開催し、移住・二地域居住等を促進するために講ずべき施策のあり方について審議し、令和６年１月に中間とりまとめを公表しました。

中間とりまとめにおいては、移住・二地域居住等の促進に向けて取り組むべき課題として「住まい（住環境）」「なりわい（仕事）の確保・新しい働き方」「コミュニティ（地域づくりへの参加）」の３つの柱を掲げ、子育て世帯を含む若年層の移住・二地域居住等へのニーズの高まりを的確に捉え、ソフト・ハードの総合的な政策のパッケージ化が必要であることが示されました。

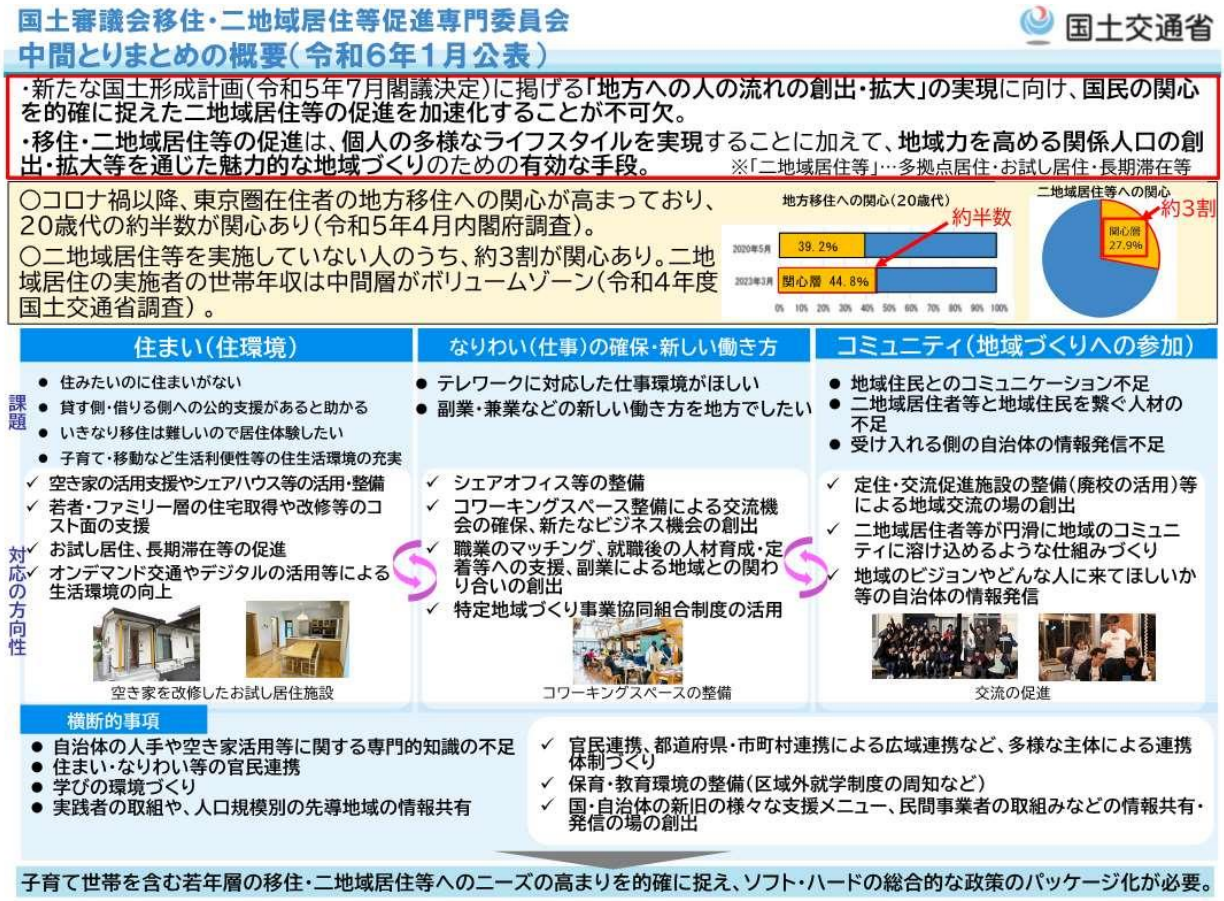

法改正等による二地域居住の促進

昨今のコロナ禍を経て、若者・子育て世帯を中心とする二地域居住等に対するニーズが高まっているこの好機をとらえ、二地域居住等の促進を通じた地方への人の流れの創出・拡大による地域の活性化を図るため、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」の一部を改正し、二地域居住の促進に係る支援を更に強化することとしました。

改正法においては、法律として初めて「二地域居住」を定義づけ、新たに市町村主体で二地域居住の促進に係る取組を推進するための計画制度や、地域の関係者が連携しやすくなるための指定法人・協議会等の制度を措置することとしています。

また、法律の施行に合わせ、今秋、二地域居住の促進に官民が手を取り合って取り組む「全国二地域居住等促進プラットフォーム」を新たに設立します。当該プラットフォームでは、関係省庁、自治体、民間事業者等が協力して、①関連制度や施策の紹介、②取組の先進事例の共有、③対外プロモーション等を行うこととしており、地方への人の流れを起こす二地域居住の取組が、官民連携のもと、より一層活発化することを期待しています。

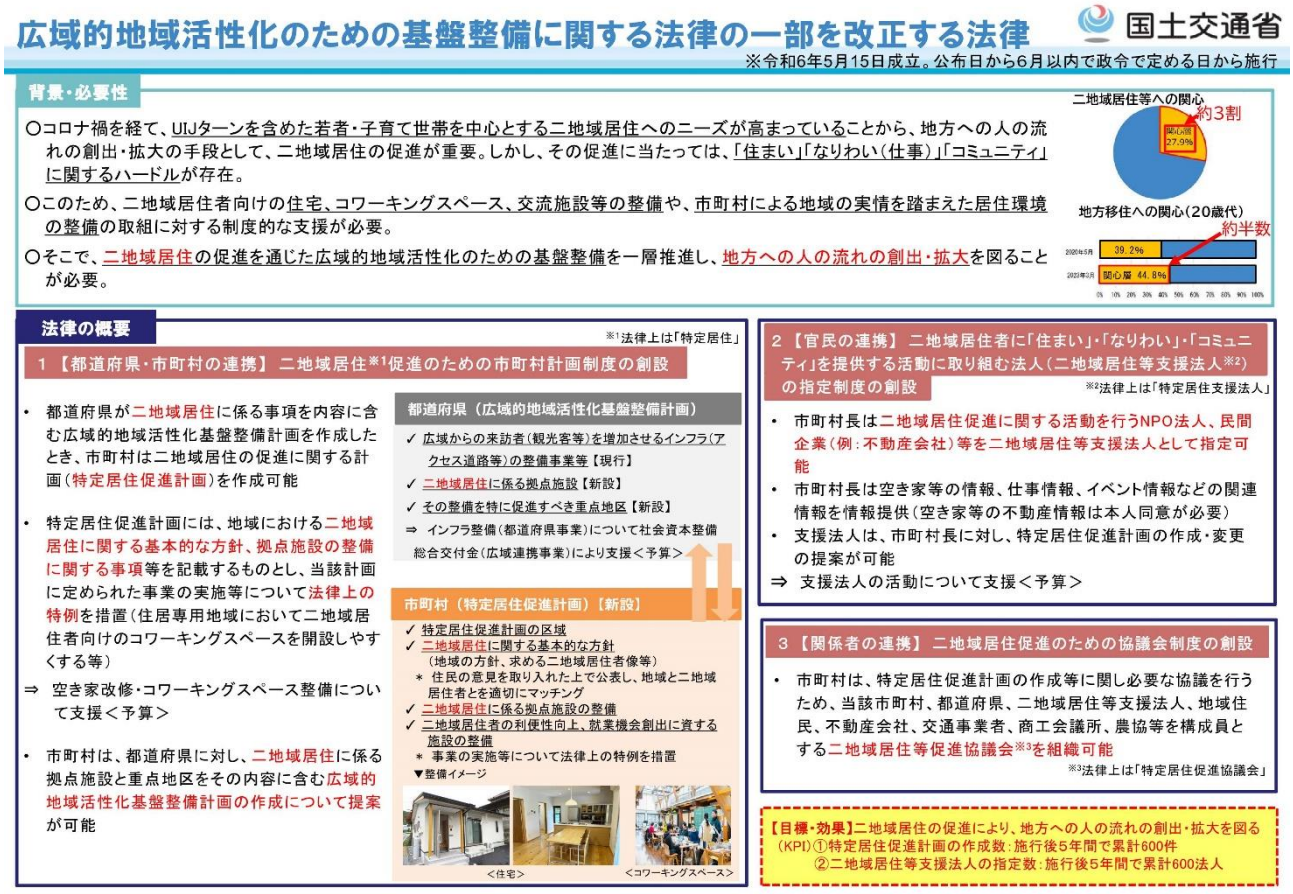

二地域居住の促進に向けた取組イメージ

国土交通省

全国二地域居住等促進プラットフォームについて

国土交通省

二地域居住の促進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、二地域居住の機運を一層高めるため、関係省庁・自治体・民間事業者等が参画する官民連携の「全国二地域居住等促進プラットフォーム」を設立。（今秋メド発足予定）

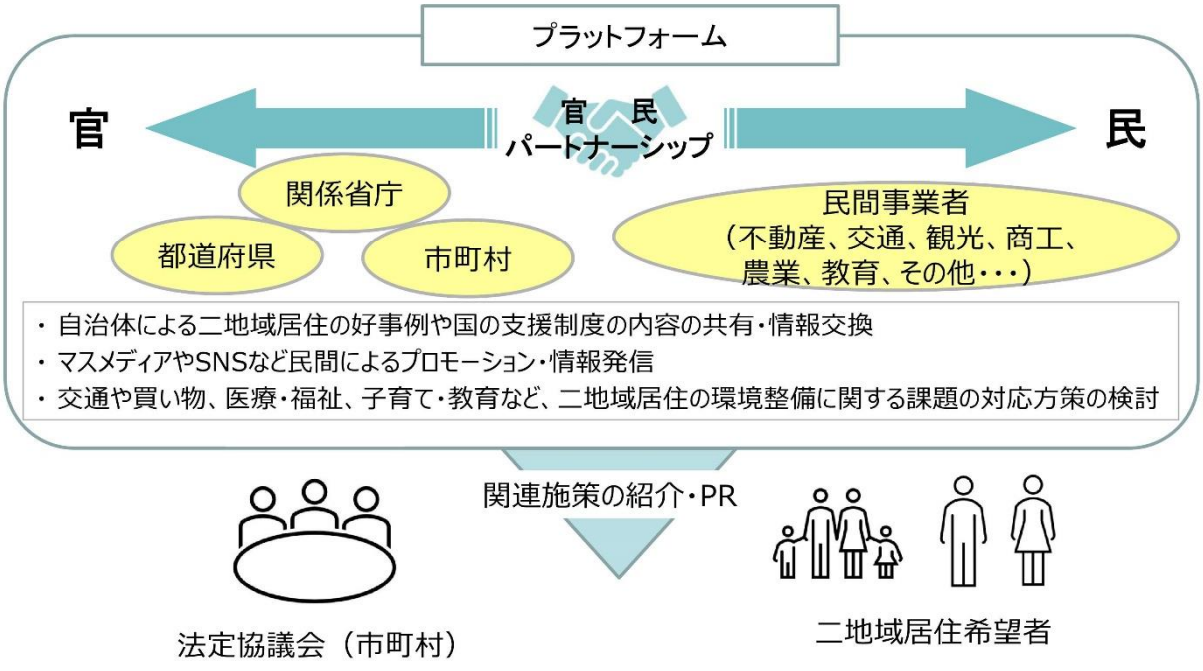

新しい生活様式に沿った二地域居住の推進実証調査における取組

令和５年度に、国土交通省は二地域居住等の更なる促進に繋げるため、地方公共団体と民間企業等が連携した二地域居住等の促進に資する取組の実証調査（３件）を行いました。

■二地域居住デジタル会員証の活用による地域の担い手確保

事例：二地域居住ふるさと会員アプリ、二地域居住体験プログラム

（栃木県那須町/伊藤忠ﾃｸﾉｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ株式会社）

那須町では、二地域居住の促進による地域の担い手確保や地域内消費拡大、まちの賑わい創出を図ることを目的に、スマートフォンで利用できる Web アプリを活用し、二地域居住者（二地域居住ふるさと会員）の訪問頻度や滞在時間増加、地域住民との交流促進を図るとともに、二地域居住体験プログラムの実施により、新たな二地域居住者を創出する取組を実施。

具体的には、二地域居住ふるさと会員に対し、アプリの機能である「地域情報、イベント・活動等の情報発信」、「イベント参加や町内スポット訪問等に対するポイント付与」、「ふるさと納税申し込み」「会員証表示による町民サービス提供」等を活用し、地域活動参加や町内周遊促進、二地域居住者等の実態（訪問頻度、滞在期間、地域内での活動・行動等）の把握を図った。

また、二地域居住体験プログラムとして、地域での原体験や地域交流ができる取組を２回実施。第１回及び第２回のプログラムで合計 14 名が参加し、アプリを使いながらの町内周遊や野菜収穫、自然散策等の体験を行った。参加者からは「二地域居住等の意欲が高まった。」や「違う価値観を学べる。リフレッシュできる。」等の声が寄せられた。

＜二地域居住ふるさと会員アプリ＞

＜二地域居住体験プログラム＞

出典：那須町二地域居住促進コンソーシアム提供資料

■オーダーメイド型体験コンテンツ「まんのうがんクエスト」による地域の活動人口の拡大

事例：まんのうがんクエスト（山梨県早川町/株式会社日本能率協会総合研究所）

早川町では、衣食住をはじめ、生活に関わるあらゆる事を自分でこなす知恵や技術を持った人という意味で古くから伝えられる「まんのうがん」という言葉がある。この「まんのうがん」をコンセプトに、通常の観光ではできない、地域に深く関わる体験を新たな価値として、早川町ならではの体験コンテンツを構築し、都市部（静岡、愛知、東京、神奈川等）のフリーランス（デザイナー、クリエイター等)、若者、ファミリー層等をターゲットとし、オーダーメイド型の体験コンテンツ「まんのうがんクエスト」を提供することにより、地域と関わる人材の増加を図る取組を実施。

「まんのうがんクエスト」には計 15 人が参加し、ジビエの捌き体験、農に関わる体験、山菜狩り等のコンテンツを体験した。

受入地域と参加者の関係性は、何らかのサービスを「提供する」「提供される」ものではなく、「互いに提供し合える関係（コトコト交換)」を重視しており、クリエイティブ系の参加者が制作した動画や写真が地域の PR 用に提供される、ヨガ講師である参加者がヨガ教室を開くなど、地域にとっても新たな魅力創出につながった。

出典：はやかわ関係人口創出・拡大ネットワーク提供資料

■古民家 DIY を通じたモニタープログラムによる地域住民との交流の促進

事例：古民家 DIY によるモニタープログラム、コンシェルジュ育成

（福岡県北九州市/一般財団法人ロングステイ財団）

人口減少が顕著であり、宿泊施設が少ない北九州市小倉南区東谷地区では、地域課題解決と持続可能なまちづくり達成に向けた取組として、空き家の利活用の担い手として来訪者に関わってもらい、二地域居住等の推進に与える効果及び地域に及ぼす影響等を検証するため、空き家の DIY を核とした地域体験プログラムを実施し、地域住民との交流促進を図った。

○古民家 DIY 体験（モニタープログラム）

モニターを募り、農村部での生活に必要な基本スキルについてレクチャーを行い、古民家を活用した DIY 体験等を行うモニターツアープログラムを実施。

○企画策定ワークショップ

持続可能な地域経営を進めるにあたり、民間参加型のまちづくりを目指すよう、住民の意識作りを進めるため、二地域居住等の推進による地域の活性化について講演、意見交換を行った。

○コンシェルジュの育成

企画策定ワークショップに参加した地域住民の代表者や、受け入れ事業者などを募り、24 名の方に長期滞在（ロングステイ）や二地域居住についての基礎的な知見の学習など、二地域居住誘致活動に意欲的な人材候補の育成を行った。

出典：北九州市二地域居住促進コンソーシアム提供資料

二地域居住等を後押しする事業やサービスが続々と立ち上げ

民間企業においても、定額制（サブスク）住居サービスをはじめとする住居費等の負担を軽減できるサービスが登場しています。これまで二地域居住等のネックであった費用面の負担が和らぎ、より気軽に二地域居住等を体験できるきっかけとなっており、二地域居住等に対するハードルが低くなりつつあります。

定額制（サブスク）住居サービス

複数の拠点で生活できるサブスクリプションサービス。生活の質を高めたい、仕事をする際にも豊かな環境に身を置きたいと思う人が増えたことで、住まいの自由化という新しいライフスタイル。

定額制（サブスク）オフィス・シェアオフィス

専用個室スペースの利用ではなく、共有型のオープンスペースをデスク単位で使い放題のサブスクリプションサービス。コロナ禍でテレワークが増加する中で、自宅以外でワークスペースの確保を実現。

定額制（サブスク）移動費サービス（実証実験）

対象区間の移動交通費（電車賃・航空費等）を定額・割引料金で利用できるサービス等を展開。本ガイドライン発行時点では、実証実験の段階であるが、今後新しい移動価値の創出により二地域居住等の促進が期待。

サテライトオフィス

企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィス。地方に拠点を設けることで、地方における新たなビジネスのスタートや事業拡大が期待。都市部の社員が地方で働くことでワークライフバランスも向上。

これら民間企業のサービスに加え、観光庁では、国内旅行の現状と新たな市場創出の可能性を踏まえ、これまでの旅とは異なる「何度も地域に通う旅、帰る旅」により、地域との関係性を段階的に深め、継続的かつ多頻度での来訪を促進することで、交流・関係人口の更なる創出を目指しています（第２のふるさとづくりプロジェクト）。

「第２のふるさと」を作り、「何度も地域に通う旅、帰る旅」という
新たなスタイルを推進・定着させ、地域活性化を図る

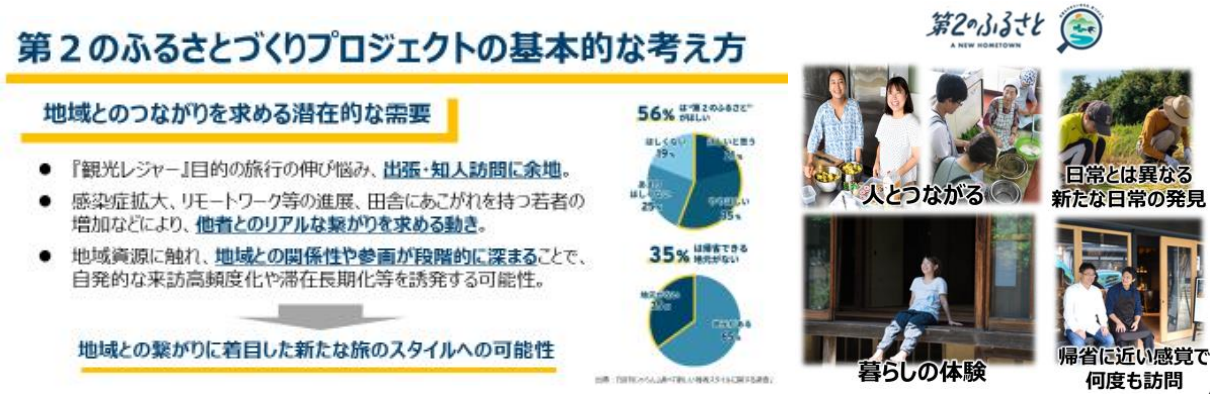

（２）これからの「二地域居住」

我が国においては、近年、都市住民の地方への関心が高まっているとともに、国民の価値観、ライフスタイルが多様化してきています。その中で、二地域居住は、地方での豊かな自然・生活環境、自己実現、地域コミュニティへの参加や社会参画・協働、ふるさと回帰等への志向に応えるとともに、地域活性化が図られるという意義を有し、いわば人生を２倍楽しむ豊かな暮らし方として提唱され、普及促進、実践されてきています。

加えて、（１）で述べたように、今般の新型コロナウイルス感染症を契機として、働き方、生き方、住まい方が大きく変わろうとしています。このため、今後のウィズ/ポストコロナ社会にあっては、テレワーク等を前提として地方に就労を含む生活の主な拠点を移し、都市との関わりも副次的に残すという、いわゆる新しい生活様式に沿った新たな二地域居住が可能となり、より二地域居住が進展、拡大することが期待されます。

①　二地域居住等とは

二地域居住は、これまで必ずしも定型の定義があるわけではなく、国土交通省では、近年、二地域居住を主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方と捉え、三拠点以上の居住形態となるものも含めて「二地域居住等」という用語を用いてきました。

これまでの二地域居住は、どちらかといえば都市での生活を主とし、農山漁村等の地方を副とするものと観念されてきました。しかし、今般の新しい生活様式に沿った新たな二地域居住は、地方や郊外での生活が主となり都市との関わりも副次的に残すものであり、さらには、いわゆる「アドレスホッパー」、「ノマド生活」と呼ばれる多数の地域を転々と移動して暮らす形態も出てきています。

このような中、令和６年５月に第 213 回通常国会において成立した「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）においては、三地域居住以上の多地域における居住も含めた「二地域居住等」について、「特定居住」という名称を用いて以下のとおり定義しています。

【特定居住（二地域居住等）とは】

当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在（※１）のため当該地域内に居所（※２）を定めること

（※１）単なる観光のような１日、２日の短期かつ単発的な滞在などは、「定期的な滞在」には該当しないものと考えられます。

（※２）その場所とその人との生活の結び付きが一定以上あるものを指しており、住居のほか、ホテルや旅館に居住している状態も含まれるものと考えられます。

＜参考＞

〇広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　次に掲げる活動であって、当該活動が行われる地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高いもの

イ・ロ　（略）

ハ　特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。以下同じ。）のため必要な住宅又は事務所その他の施設の提供その他の当該地域における特定居住の促進に関する活動（相当数の者を対象として行われるものに限る。）

ニ・ホ　（略）

② 二地域居住等の社会的意義とは

二地域居住等は地域での社会参画・協働、ふるさと回帰等、多様なライフスタイルに応えるものです。二地域居住については、移住の前段階であるものもあれば、二地域居住そのものを目的とするなど、様々なニーズがあります。いわば人生を２倍楽しむ豊かな暮らし方といえます。

しかし一方で、全国各地では、少子高齢化等による人口減少等によって様々な課題が生じている中、その地域課題の解決の糸口として、二地域居住等に関する取組は有効的であると考えられます。

人口減少によって担い手の確保が難しい中で、例えば、二地域居住者が地域活動に参加することで、人手不足を補ってくれるだけでなく、二地域居住者の出身地や趣味、職業などが多彩で多様な個人的な経験や特技をもった方々であることから、それらの方々が地域活動に参加してくれることで、地域に新たな価値が生まれるといった質的な向上も生まれる可能性を有しています。

こうした、東京一極集中の是正や地方への人の流れを生む地方創生の観点に加え、災害等リスク回避の手段として、いざという時に避難できる場所にも活用できます。

[二地域居住等の社会的意義]

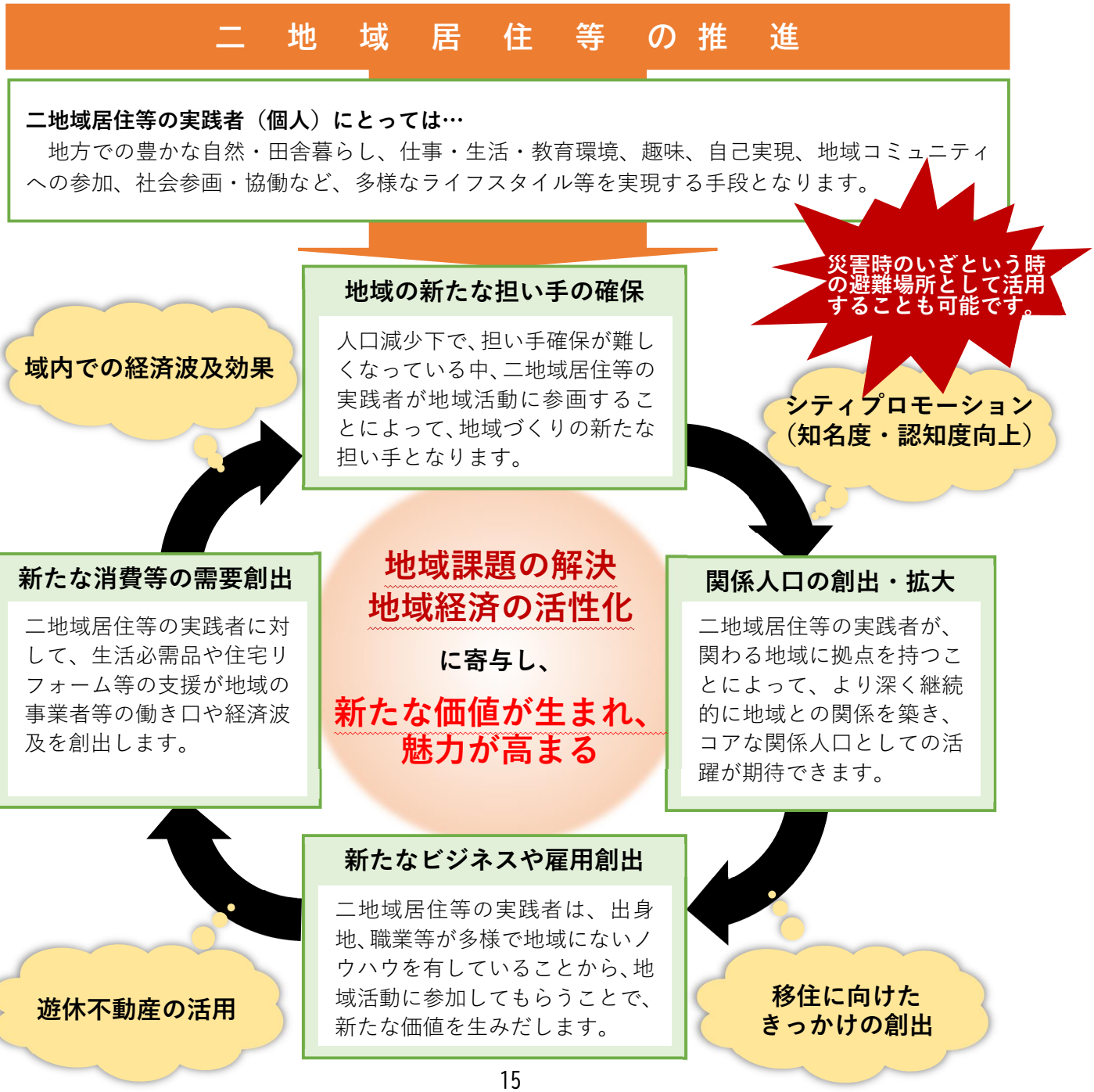

2．二地域居住等に関する取組を推進する上でのポイント

各自治体等が二地域居住等に関する取組を推進するにあたってのステップ例を改正法に基づく制度の活用例と併せて紹介します。

また次ページからは、アンケート調査の結果を踏まえ、ステップごとの各自治体等の優良事例を紹介するとともに、取り組む中で課題となりそうな事象を挙げ、その課題を解決するためにポイントとなる制度や施策を紹介します

［二地域居住等を推進するステップ］

STEP１　地域や生活情報に関する情報発信

二地域居住等を推進していくためには、地域の特性や、地域の暮らしに関する情報を発信することが必要です。二地域居住等の実践者の生活に関連する住居や仕事、子育てなどのテーマについて、情報を整理し、一元的に発信していくことが効果的です。

CHECK! その地域での二地域居住等実践の際の具体的なイメージの醸成

二地域居住等を行うにあたり、その地域の魅力やどのようなライフスタイルを送ることができるか等イメージしやすい情報発信が求められます。その入口として、地元の住民や二地域居住等実践者のリアルな声を発信していくことで共感を得やすくなります。

[関連事例]

■ホームページを用いて、実践者の生活スタイルを紹介

事例：二地域居住情報サイト「ニブンノナガノ -もうひとつは、長野県-」（長野県）

テレワークや副業・兼業など新たな働き方への興味・関心の高まりを受け、長野県での新たなライフスタイルの魅力を発信する二地域居住の情報サイトを立ち上げ、県内各地のテレワークやステイスポットをわかりやすく紹介、二地域居住等に結び付くプロジェクト等の告知に加え、実際に二地域居住をしている方のリアルな声を定期的に配信している。

URL：https://nibunno-nagano.jp/

長野県での主な二地域居住の分類型を、

・パラレル型　・テレワーク型　・別荘型

・地域課題関与型　・単身赴任型

と分類し、実践者の事例等を紹介。

■暮らしナビゲーター（住民）が地域の魅力・生活を発信

事例：「島都市デュアル」プロモーション事業（兵庫県淡路市）

都市と島が近接する神戸市、芦屋市、洲本市と４市連携で、WEB マガジンとして二地域居住のプロモーションを実施。都市の文化を味わえる「都市エリア」と自然の豊かさを体験できる「島エリア」をひとつの生活圏として捉え、ちょっと贅沢なライフスタイルを提案している。

単なる観光案内や情報提供ではなく、暮らしナビゲーター（エリアに暮らす人たち）の想いとともに、エリアの魅力を発信し、地元住民とソトの人たちの交流を生み出すきっかけを作っている。

URL：　https://shimatoshi.jp/

CHECK! その地域での日常的・生活に関連する情報の発信

その地域での暮らし方や地域コミュニティなどの情報を発信することによって、安心して居住することができる環境を整備し、二地域居住者等（長期滞在者）を増やしています。雪国や地域独自の暮らし方がある地域は、その独自な暮らしぶりをまとめることが有効的です。

[関連事例]

■地元の不動産・ホテル・観光事業者等と自治体が連携し、滞在中の交流事業を展開・発信

事例：「くしろ長期滞在ビジネス研究会」との連携（北海道釧路市）

「くしろ長期滞在ビジネス研究会」は、不動産事業者やホテル、観光事業者を中心に構成される長期滞在者（二地域居住者）の受入拡大を目指す団体であり、市が事務局となって相談窓口の開設や滞在施設の紹介、冷涼な気候やひがし北海道の中核都市として充実した都市機能などの強みを活かした各種プロモーションを行っている。また、より地域に根差した滞在となるよう、市民サークルや地域イベントの紹介、滞在中の交流事業等も展開している。

近年では、「コワーキングスペース等利用促進モデル事業」を展開し、利用料の一部助成等を行うことで、就労世代による滞在促進にも注力している。

情報プラットフォーム（運営者：くしろ長期滞在ビジネス研究会）

［掲載情報］①滞在施設　②まち紹介　③長期滞在ガイドブック　④イベント・観光情報　⑤移住情報 etc.

滞在施設

コワーキングスペース

滞在者向け講座

継続的な取組により、二地域居住等の長期滞在者は増加してきている。

CHECK! 訴求力のある第３者による情報の発信

地域の魅力や暮らしぶりの情報発信において、地域の関係者に加え、第３者の目から地域を見てもらい、それを発信してもらうことも有効的です。また、訴求力の高い媒体やインフルエンサー等を用いることで様々な層へのアプローチも実現します。

[関連事例]

■インフルエンサーによる地域の暮らし発信

事例：白河魅力発信事業（福島県白河市）

白河の首都圏との近接性や農村、都市的空間のバランスの良さ等、本市の魅力や、本市に移住した後の暮らしをイメージできる情報を YouTube 内の「白河に住みますチャンネル」で発信し、移住者の増加を目指している。令和６年３月 31 日時点で、総視聴回数は６万回を超え、訴求力のある人材を活用し効果的にプロモーションを図っている。

STEP２　相談窓口の設置

二地域居住等を始めようとしている方に対しては、STEP１の情報発信で地域に興味を持った後に、具体的なアクションとして、気になることを相談できる窓口の設置が求められます。

CHECK! 希望者の相談を一元化したワンストップ窓口の設置

二地域居住等を始める際、地域側での相談役の存在が重要となります。そのため、ローカルなルール等を相談できる窓口設置等の体制を構築する必要があります。

相談窓口を通じて、地域での具体的な生活を聞くことや、疑問点の解決を図ることができ、また、地域の方々や先輩実践者との関係をつなげることができれば、コミュニケーションを図りながら安心して二地域居住等を進めることができます。

[関連事例]

■あらゆる相談を一手に引き受けるワンストップパーソン制度等の展開

事例：和歌山県

和歌山県では、市町村や地域団体とともに受入協議会を立ち上げるとともに、県内全市町村に移住に関するあらゆる相談を一手に引き受ける行政担当職員をワンストップパーソンとして配置し、住まいや子育てといった担当部署をまたぐ幅広い相談から、地域の仕事情報の提供やローカルルールに対する助言等、移住前後で支援を行っている。

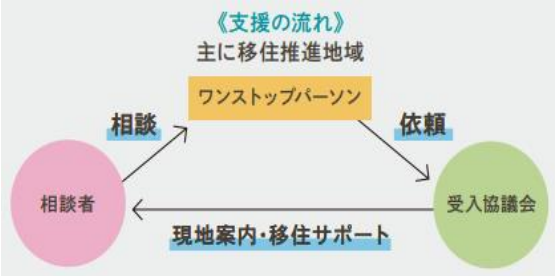

また、令和２年度に、先輩移住者や地域に根差した活動の実践者で構成された「わかやまナビゲーターズ」を創設し、移住前後の暮らしのアドバイスや仲間づくりを支援している。

CHECK! 首都圏側の企業等のニーズを把握し、トータルサポートの実現

前述のように、相談窓口については、地域内に設置するだけでなく、二地域居住等のもう一つの拠点となりうる都市部等に設置することも効果的です。都心に事務所を構える民間企業にどのようなニーズがあるのかを把握し、その経営課題解決への糸口となる二地域居住等の魅力と方法を提案することによって、企業の理解も得ながら二地域居住等を推進している。

[関連事例]

■対企業等に特化し、都市部側に窓口の設置

事例：二拠点居住推進センター（山梨県）

令和３年４月１日、山梨県内でのサテライトオフィス設置やテレワークを検討している企業等の窓口として、山梨県東京事務所内に「二拠点居住推進センター」を開設した。東京事務所内の選任職員が企業を直接訪問し、企業のニーズ、経営課題をヒアリングし、解決に最適なソリューションを提案、県内のサテライトオフィス情報や不動産情報の提供、地域企業との連携、人材支援等のトータルサポートを実現することによって、企業と地域との橋渡しを行っている。

URL：https://www.pref.yamanashi.jp/jinko-taisaku/nikyotencen.html

STEP３　きっかけづくりとなる取組の実施

（１）「何度も地域に通う旅、帰る旅」による交流・関係人口の創出

食、自然、農業、歴史、社会・文化、伝統産業・産品など地域資源に触れ、地域に受け入れられるといった体験や感動を得つつ、自身の生きやすさ、心身の充足を実感できる旅は、地域との関係性や参画が段階的に深まるにつれ、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等を誘発する可能性があります。このような旅を推進していくことで、二地域居住等をはじめとした交流・関係人口の創出にもつながります。

CHECK! 「何度も地域に通う旅、帰る旅」

上記のような旅を観光庁では「何度も地域に通う旅、帰る旅」と位置づけて検討を進めています。具体的には、地域関係者の幅広い参画の下、より深い自身の学びにつながる体験や自身のスキルを地域で生かすことができる環境を提供する等のターゲット層のニーズを実現する専門的なプログラムを造成することで、来訪者が地域住民との関係を築くだけでなく、地域への愛着を深め、継続的かつ多頻度での来訪を創出するものです。これにより、地域への来訪の高頻度化、滞在期間の長期化、個人消費の増進等が加速され、二地域居住等の推進にも寄与すると考えられています。詳しくは、下記URLから閲覧が可能です。（観光庁「第２のふるさとづくりプロジェクト」に関する有識者会議）

【https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/kokunaikoryu/kaitaku/dai2furusato/furusato/kaigi.html】

［関連事例］

■地場産業を学ぶ体験型モニターツアー

事例：養蚕や織物をテーマとしたプログラム（福島県福島市ほか）

これまで観光の切り口として着目されていなかった地域に根付く養蚕と織物の持つ特性を活かし、新たな地場産業の継承及び交流人口の受け入れの仕組みづくりに向け、服飾関係の学生、30～40代、60代以上の女性を対象として、短期～長期滞在プランを提供した。モニターツアーの参加者がイベントの運営側に関わっていただく仕組みも同時につくることで、モニターツアー実施期間中の再来訪率が5割を超えた。

■宿のお手伝いをすることで宿泊できる交流滞在拠点

事例：さかとケ（新潟県南魚沼市ほか）

来訪者がお手伝いワークを提供するかわりに、受入側が場（交流拠点＋寝床）を提供する仕組み「さかとケ」を雪国観光圏内の複数拠点で展開している。地域を来訪した際にいつでも帰ることができる「場」と関係性を生み育むサークル活動的な「コト」をつくることで、交流・関係人口の拡大、来訪頻度の増加、滞在の長期化、地域との多様な接点づくりを行っている。

（2）お試し居住施設、ワーケーション施設、コワーキングスペース・サテライトオフィス等の整備

地域を訪れるきっかけの一つとして、二地域居住等の実践者の仕事の拠点や拠点探しの滞在場所として、お試し居住施設やワーケーション施設、コワーキングスペース・サテライトオフィスの整備が必要です。

お試し居住については、実際に生活を体験する場所として、またコワーキングスペースやサテライトオフィスについては「他の拠点と同様の仕事ができるか、創造的な仕事ができるかどうか」を体験する場所として提供する必要があります。また、そういった施設において、活発に活動している方や地域のキーパーソンとなる方と接触ができる機会をつくることで、新たな仕事やコミュニティ等が創出されることから、地域活性化の拠点として活用することも可能です。

CHECK! 実践的なお試し居住の実施

二地域居住等を実施するにあたり、住居探しが容易にできなかったり、地域への不安等も生じることから、いきなり実践してもらうことはハードルが高くなります。そのため、まずは地域の魅力や風土を体感してもらうことができるお試し居住が二地域居住等を進める上でのきっかけとして必要です。

地域の古民家等の活用やシェアハウス型など様々な形態が生まれています。また、単にお試し居住の場を提供するだけではなく、地域の魅力を体験してもらうためのプログラム等の提供も有効的な手段と考えられます。

[関連事例]

■古民家を活用したお試し居住の拠点の創出

事例：蔵の街やどかりの家・IJU テラス蔵人館（栃木県栃木市）

「移住後の具体的な生活をイメージしたい」、「いきなりの移住は不安」、「地域の風土や習慣を実際に感じてみたい」という方に地域を体験してもらうため、「移住体験宿泊」を展開している。１泊 2,000 円、最大１か月 30,000 円の宿泊費で栃木市を体験しながら、都心への通勤、テレワーク等といった二地域居住等を体験することが可能である。

■体験型コンテンツを付けたお試し居住の展開

事例：館山市・南房総市トライアルステイ業務委託事業（千葉県館山市・南房総市）

観光や滞在だけではなく、暮らすように館山市及び南房総市に滞在すること（トライアルステイ＝試住）で、移住を現実的に検討 するためのプログラムを展開。

令和 5 年度は、館山市と南房総市の 2 市にまたがるトライアルステイを実施し、「街中」、「海近」、「里山」等、希望の移住スタイルに合わせて宿泊施設を選べる（推奨 9 施設を HP 等で公開）内容で参加者の募集を行った。

お試し居住は二地域居住等のきっかけにもなる取組であり、単なるお試し居住に加え、その地域の体験を付加したプログラムの展開も有効である。

■空き家を改修した「すみはじめ住宅」

事例：神山で家さがし（徳島県神山町）

神山町は、平成 22 年以降、IT 系企業のサテライトオフィス進出が相次ぎ、人気のまちとなっている。”最初の滞在場所”として活用してもらうため、1 年半（更新して最長 3 年）の条件で、小さな町で顔の見える関係構築をコンセプトに「すみはじめ住宅」等を整備している。

具体的には、町内 2 地区の空き家を改修し、1 軒は地域の人向けの共有サロンも併設したシェアハウス、もう 1 軒は商店街に面しており、併設された店舗には事業者が入居し、奥は単身者やカップルが暮らせるサイズの住宅となっている。町外から来た人の滞在場所の確保に加え、地元の人たちにもっとリノベーションに触れてもらい、空き家等の地域資源の活用意識を醸成させる役割も担っている。

出典：イン kamiyama

■交通事業者と沿線自治体の連携によるおためし居住の展開

事例：「おためし暮らし」兵庫県丹波篠山市、京都府南丹市、滋賀県高島市、滋賀県甲賀市/JR 西日本

新しいライフスタイルの提案として、JR 西日本は、令和 3 年 4 月から、兵庫県丹波篠山市、京都府南丹市、滋賀県高島市の沿線 3 市と共同で、「おためし暮らし」と銘打った共同プロジェクトをスタートさせた。令和 6 年度は滋賀県甲賀市を加えた 4 市にて行っている。

「仕事はそのまま、ローカルに暮らし、ときどき出社」のキャッチフレーズで、移住に関心のある方々に 1～11 ヵ月間のおためし居住（一時的な二地域居住）を通して地域の魅力を感じてもらい、将来的な定住人口・就農人口・地域のファン拡大等につなげようとしている。

住まいは、古民家から市営住宅を改装した住戸まで、大家族向けから単身向けまで、駅至近物件から里山エリアの物件まで幅広いラインナップで用意。賃料は 1 ヵ月 2～6 万円程度で、自治体が定額または一定割合を支援する住宅もあり、家具・家電製品備え付けの物件もある。

一方、移動支援として、JR 西日本が京阪神都市部エリアへの通勤利用分の普通運賃の 4 割還元（※交通 IC カードにチャージ可能なポイントによる還元）や月単位のレンタカー特別サービスを導入してきたが、令和 5 年度からは普通運賃のみでなく特急料金も 4 割還元の対象に加わる等、サービスを拡充させた。

CHECK! コワーキングスペース・サテライトオフィス等の設置・活用

二地域居住等の促進に向け、コワーキングスペースやサテライトオフィス等の拠点を整備することによって、テレワーク等による来訪の増加に繋がる空間やサービスに取り組まれている事例があります。

場所によらず収入を確保する新しい働き方を可能にし、新たな人の流れを創出することが期待できます。さらに、多様な人々が集まり交流や学び合いが生まれ、地域課題の解決に取り組むような動きや、企業と住民が連携した共創プロジェクトが生まれるコミュニティを持つ場になる可能性があります。

[関連事例]

■シェアオフィス・サテライトオフィスの設置

事例：富士見森のオフィス（長野県富士見町）

富士見町では、平成 27 年度にサテライトオフィスとシェアオフィスが一体となった「富士見森のオフィス」を整備した。元大学の保養施設を改修したもので、令和元年には宿泊棟を整備し、テレワーク、ワーケーション、お試し移住、起業合宿等での利用が可能となっており、関係人口・移住者の創出を実現している。

サテライトオフィスは 7 社が使用しているほか、コワーキングスペースは 1,500 人超の会員を有しており、移住者・定住者の他、二地域居住者等の地域外からの利用も多い。（令和 6 年 3 月時点）

受入側のコミュニティを整えるため、富士見森のオフィスを拠点として、地域と交流を図る場や地域課題の解決の場を確保することで、二地域居住者や移住者と地域住民が理解しあえる機会を設けている。

（3）地域住民との交流機会やプログラムの実施

地域を訪れる・知るきっかけの一つとして二地域居住等の希望者と、地域住民との交流機会を創出することが重要です。体験プログラムを通じて、地域の暮らしや風習などに触れながら、希望者が地域に住んでいる方々の生の声を聞き、その地域の良いところや悪いところ、自分がしたいことをしながら生活していくことの可能性などを知ることができ、二地域居住等をする際の判断材料となります。また、地域の方々にとっても、繰り返し自分の生活等を紹介することで、地域の価値を再発見することや、“よそ者慣れ”することで受入れ体制の構築にもつながります。

なお、これらの交流機会を通じて知り合った方々との関係は、二地域居住等の実施後も継続させていくことが大切です。引き続き、交流機会を提供していくことで、安心して生活する土壌ができ、多くの実践者を呼び込むことにつながっていくことが期待できます。

CHECK! 一過性の交流イベント・ツアーの実施

交流イベントやツアーを通じて、地域の認知・関心を高め、来訪のきっかけづくりができます。また、地域の方々と交流の機会を創出することは、その後の継続的な来訪に繋げるために有効です。

[関連事例]

■体験ツアーの実施

事例：１泊２日無料個別移住体験ツアー（愛媛県西条市）

交通費・宿泊費・食費が全て無料の１泊２日の移住体験ツアーは、参加者を東京・大阪等で開催されるセミナー参加者の中から招待し、日程、体験先などを相談しながら個々のニーズに対応するオーダーメイド型であることが最大の特徴。地域の人たちや先輩移住者との交流により、実際に西条市で生活する姿をイメージできるツアー内容になっている。

2018 年より実施し、 6 ヶ年で 72 組/202 名が参加し、そのうち 18 組/53 名が移住している。

■「若者の地方体験交流」のご案内

（国土交通省国土政策局）

国土交通省では、地域の活性化、地域の情報発信等を目的として全国の市町村が企画する体験交流型のプログラム（地域づくり活動、農林漁業体験、就業体験等）を「若者の地方体験交流事業」としてとりまとめを行い全国の大学生等に情報を発信している。

このプログラムに参加することで、地域の人たちとの交流や地域づくり活動の一端に触れることができ、特に大学生等の若者に参加してもらい、地域課題等を考えながら、地域の方々との交流を深め、その後も継続して関わりを持ってもらうことで、自分の“ふるさと”と呼べる場所をつくることが可能。将来、地域づくりに携わりたいと考えている若者にとって良いきっかけとなることが期待できる。

■オーダーメイド型体験コンテンツ「まんのうがんクエスト」による地域の活動人口の拡大（再掲）

事例：まんのうがんクエスト（山梨県早川町/株式会社日本能率協会総合研究所）

早川町では、衣食住をはじめ、生活に関わるあらゆる事を自分でこなす知恵や技術を持った人という意味で古くから伝えられる「まんのうがん」という言葉がある。この「まんのうがん」をコンセプトに、通常の観光ではできない、地域に深く関わる体験を新たな価値として、早川町ならではの体験コンテンツを構築し、都市部（静岡、愛知、東京、神奈川等）のフリーランス（デザイナー、クリエイター等）、若者、ファミリー層等をターゲットとし、オーダーメイド型の体験コンテンツ「まんのうがんクエスト」を提供することにより、地域と関わる人材の増加を図る取組を実施。

「まんのうがんクエスト」には計 15 人が参加し、ジビエの捌き体験、農に関わる体験、山菜狩り等のコンテンツを体験した。

受入地域と参加者の関係性は、何らかのサービスを「提供する」「提供される」ものではなく、「互いに提供し合える関係（コトコト交換）」を重視しており、クリエイティブ系の参加者が制作した動画や写真が地域の PR 用に提供される、ヨガ講師である参加者がヨガ教室を開くなど、地域にとっても新たな魅力創出につながった。

出典：はやかわ関係人口創出・拡大ネットワーク提供資料

■古民家 DIY を通じたモニタープログラムによる地域住民との交流の促進（再掲）

事例：古民家 DIY によるモニタープログラム、コンシェルジュ育成

（福岡県北九州市/一般財団法人ロングステイ財団）

人口減少が顕著であり、宿泊施設が少ない北九州市小倉南区東谷地区では、地域課題解決と持続可能なまちづくり達成に向けた取組として、空き家の利活用の担い手として来訪者に関わってもらい、二地域居住等の推進に与える効果及び地域に及ぼす影響等を検証するため、空き家の DIY を核とした地域体験プログラムを実施し、地域住民との交流促進を図った。

○古民家 DIY 体験（モニタープログラム）

モニターを募り、農村部での生活に必要な基本スキルについてレクチャーを行い、古民家を活用した DIY 体験等を行うモニターツアープログラムを実施。

○企画策定ワークショップ

持続可能な地域経営を進めるにあたり、民間参加型のまちづくりを目指すよう、住民の意識作りを進めるため、二地域居住等の推進による地域の活性化について講演、意見交換を行った。

○コンシェルジュの育成

企画策定ワークショップに参加した地域住民の代表者や、受け入れ事業者などを募り、24 名の方に長期滞在（ロングステイ）や二地域居住についての基礎的な知見の学習など、二地域居住誘致活動に意欲的な人材候補の育成を行った。

出典：北九州市二地域居住促進コンソーシアム提供資料

CHECK! 継続的な交流プログラム（関係人口）の実施

交流プログラムを継続的に実施することで、単なる来訪では味わえないより深いコミュニケーションの中で「地域の一員」としての喜びを実感し、関係人口に繋がる可能性があります。

[関連事例]

■宿泊施設による地域参加の機会の提供

事例：TENJIKU 吉野（奈良県吉野町）

ゲストハウスを拠点として、無料で宿泊出来る代わりに宿泊者が地域の簡単なお手伝いをする新しい旅のスタイルを提案している。リピーターも多く、利用者の中には、実際に住む物件を探している方もいる。

（4）地域のファンクラブの設置

地域に関心を持っている方々との関係を継続させるために、地域のファンクラブを設置し、その方々を対象としたイベントやプログラムを実施することも効果的です。ファンクラブ会員には、広報など地域の情報と併せて、二地域居住等に係る情報を定期的に発信することで、着実に意識づけし、かつ意識を持ち続けてもらうことができます。

CHECK! 様々なファンクラブのあり方

[関連事例]

■ふるさと納税を活用した幅広いファンの確保

事例：気仙沼ファンクラブ（宮城県気仙沼市）

平成 25 年 3 月に、気仙沼市では「気仙沼ファンクラブ」を設置し、市からの各種案内や市内飲食などの協力店において会員特典（割引等）が受けられる仕組みとなっている。「ファンクラブ通信」は年 6 回（ペーパー 2 回、メール 4 回）発信され、市内のイベント情報や見どころなどの情報がリアルタイムに掲載されるとともに、過去のバックナンバーも閲覧できるようになっている。

ふるさと納税の募集や返礼品等の送付時に積極的に勧誘が行われているとともに、市民に対しても市外に住む家族や知人への宣伝・勧誘が働きかけられている。それらの努力によって、会員数は 20,983 人（R6.3.31 現在）となっており、関係人口の拡大が図られている。

出典：気仙沼市公式ホームページ

『世界にひとつ』あなただけの会員証

■「手伝いたい」と思う住民外の活躍による強いつながりづくり

事例：ふるさと住民登録制度、ふるさとマッチング制度（熊本県天草市）

天草市では、ふるさと住民登録制度として、協力者を「ふるさと住民（あまくさンサポーター）」として登録し、「自身が市に協力できること」や「市のためにやりたいこと」も登録している。市では、市内の団体などの利用希望に応じて登録情報から意欲やスキルを持ったサポーターをマッチングし、お互いにつながりを深めながら、ともに市を盛り上げている。天草市の出身者のみならず、天草のファンも力になりたいとして、令和 6 年 3 月末時点で 633 人が登録されている。

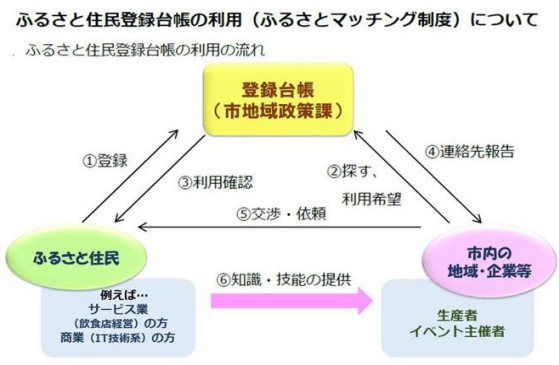

出典：天草市役所ホームページ

■登録例

できること	ジャンル		
・農産物等を海外（中国、香港、台湾等）へ輸出販売、販路の拡大 ・観光客誘致（中国、台湾等）、ホテル投資	産業支援・販路拡大		
ふるさと納税をする	ふるさと納税		
天草産商品の購入	産品の購入		
SNS等で帰省した際の画像等をPRする	情報発信（SNS等）		
TV、CM、サイト等で天草が紹介された際、PRができる	情報発信（SNS等）		
Facebookで天草の魅力をPRする	情報発信（SNS等）		
天草への観光客増加のために多方面でPRする	情報発信（SNS等）		
展示会等の開催、地元作家等との交流　他	イベント支援		
展示会等の開催、地元作家等との交流　他	イベント支援		
フェイスブック等、SNSを通じての宣伝活動（特に五和町のイルカウォッチング等を中心に情報拡散）	SNS関連		
・Facebook等のSNSで天草をPRする ・購入できるものがあれば購入する	情報発信（SNS等）	産品の購入	

STEP４　具体的な取組支援の展開

（１）住まい

二地域居住等には拠点となる場所が必要ですが、持ち家や賃貸住宅、ホテルやゲストハウス等、様々な形態があります。地域内の居住施設を実践者にとって利用しやすいよう整備しておくことが推進には効果的です。

例えば、空き家バンクを活用した空き家の斡旋や、斡旋した住宅の改修費用の補助、定額制（サブスク）住居サービスを行っている企業との連携が考えられます。

CHECK! 住まいや拠点の確保の支援

地域内の遊休不動産などを二地域居住者に有効に活用してもらうことは、地域にとっても有益です。移住だけでなく通いによる空き家の活用を想定すること、提供可能な物件等の情報を魅力的かつ効果的に伝えること、移動やリフォームにかかる費用に対する支援を行うことなどにより空き家の活用の促進につながります。

[関連事例]

＜実践者向け支援＞

■全国版空き家･空き地バンク

（国土交通省不動産・建設経済局）

国土交通省では、地方公共団体が把握・提供している空き家や空き地の情報について、地方公共団体を横断して簡単に検索できるように「全国版空き家・空き地バンク」を構築した。平成 30 年 4 月から民間事業者 2 社により運用を行っている。令和 6 年 3 月時点で 1,044 の地方公共団体が参加し、14,562 件の物件が掲載されている。

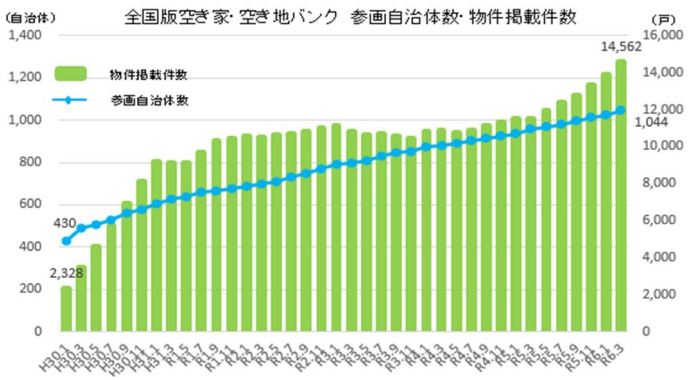

■空き家のリフォーム費用に対する支援

事例：あったか住まいるバンク・空き家バンクリフォーム補助金（栃木県栃木市）

栃木市では、自治会と連携して空き家の早期発見・活用に取り組んでおり、空き家バンク「あったか住まいるバンク」の運営とともに、空き家バンクを通じて購入した物件については、リフォーム工事費等の 2 分の 1（上限額 50 万円）、空き家バンクに登録した物件については、家財処分費の 2 分の 1（上限額 10 万円）を補助する「空き家バンクリフォーム補助金」を実施している。

＜実践者向け支援＞

■自治体が空き家を改修、サブリースし様々な居住形態に対応

事例：お試し滞在住宅・移住支援住宅・中間管理住宅※（高知県四万十町）

高知県四万十町では、移住のきっかけづくりのため、お試し滞在住宅、移住支援住宅、中間管理住宅などを整備している。お試し滞在住宅は 1～6 か月、移住支援住宅は 2 年間、中間管理住宅は最長 12 年間滞在が可能である（家賃は 17,000 円～38,000 円）。改修費用は一般財源のほか、国費、県費、過疎債で負担している。

※　自治体がオーナーから借り上げて改修した住宅

＜事業者向け支援＞

■事業者や空き家所有者向けの空き家活用ビジネスに対する支援

事例：空き家活用ビジネス（山梨県）

山梨県では、空き家を活用してビジネスをしたい事業者と空き家所有者をマッチングする仕組みとして、空き家活用ビジネスを検討している事業者向けの相談窓口を設置するとともに、空き家活用事業の認定を行っている。認定事業者に向けては、県、市町村、不動産団体等の協力の下で、空き家情報の提供などの支援を実施している。

CHECK! 認定こども園の一時預かり事業と移住体験住宅によるワーケーション等を１つのメニューとしてパッケージ化

二地域居住等における子育て環境について、保育・教育環境の整備が必要です。

「子供の一時あずかり事業」、「空き家等を活用した移住体験住宅におけるワーケーション」、「地元の暮らし体験プログラム」をパッケージ化して提供することにより、お試し居住等による二地域居住や移住につながることが期待されています。

[関連事例]

■認定こども園の一時預かり事業と移住体験住宅の組み合わせによる保育園留学の取組

（北海道厚沢部町）

北海道厚沢部町では、①認定こども園での余剰定員枠を活用した一時預かり事業、②移住体験住宅におけるワーケーション、③収穫体験などの暮らし体験を組み合わせた保育園留学の取組を推進している。サービスの利用にあたっては、ふるさと納税を活用することも可能。取組の推進に当たっては、認定こども園、地元の地域づくり団体、商工会、観光協会、農協の地域団体等が連携して協議会を形成し、ワンストップ窓口を設置している。

出典：北海道厚沢部町 HP

CHECK! 建築物が簡易宿所として取り扱われる場合の各種制度の取扱い

一つの建築物を複数の居住者が交代で利用する「定額制（サブスク）住居サービス」など、生活の質を高めつつ、住居費等の負担も軽減できるサービスが登場していますが、このようなサービスに利用される建築物は、保健所の判断により、旅館業法上の簡易宿所として取り扱われることがあります。

簡易宿所として取り扱われる場合は、以下のような規定を活用することができます。

[関連事例]

■玄関・玄関帳場・フロントの設置の不要化（旅館業法）

次の要件を満たす場合は、玄関や玄関帳場、フロントの設置をしないことができます。

1）事故が発生したときなどの緊急時に迅速に対応するため、おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制などが整備されていること。

2）玄関帳場などに代替する機能を有する設備を設けること。（例えば、ICT を活用して宿泊者名簿を記載すること、ビデオカメラ等により常時鮮明な画像で宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認ができること、鍵の受け渡しを適切に行うことなどにより代替できます。）

【参考：旅館業における衛生等管理要領】

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110603.html

※　上記 HP 内「関係法令」に掲載の「公衆浴場における衛生等管理要領等について（全文）」の別添 3「旅館業における衛生等管理要領」をご確認ください。

■消防用設備等の設置基準の合理化（消防法）

旅館業法上の簡易宿所であっても、一定の条件（※）を満たすものは、消防法令上の用途は一般住宅として取り扱うこととなり、消火器、自動火災報知設備、誘導灯等の設置が不要となります。

※　以下の①②を満たすとき

①住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく民泊と同様の利用形態（一戸建て住宅又は共同住宅等の一住戸において宿泊のサービスを提供するもの）となることが確認できる場合

②家主等が常駐・居住するなど不在とならず、かつ宿泊室の床面積の合計が 50 ㎡以下である場合

なお、一般住宅ではなく宿泊施設として取り扱う場合であっても、当該簡易宿所の延べ面積等に応じて、消火器、自動火災報知設備等の消防用設備等の簡略化・省略が可能です。

【民泊において消防法令上求められる対応等に係るリーフレット（令和 4 年 3 月時点版）】

※　住宅宿泊事業法に基づく民泊だけでなく、上記の条件①を満たす旅館業法上の簡易宿所にも活用できます。

URL：https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post20.html

■用途制限の緩和（建築基準法、都市計画法）

簡易宿所は住居専用地域では立地できませんが、以下の場合は制限を緩和することも可能です。

① 建築基準法第 48 条ただし書きに基づく許可

建築基準法第 48 条に基づき公聴会等の手続きを経て、建物が良好な住居の環境を害するおそれがないとして許可を受けた場合

② 地区計画（都市計画法第 12 条の 4 ）や特別用途地区（都市計画法第 9 条）の活用

建築基準法第 49 条及び第 68 条の 2 に基づき、地域住民等にとっての良好な住環境を形成・保持しつつ、その地区にふさわしい土地利用を図るために必要と認められた場合

（2）交通

二地域居住等の実践者が負担に感じているものの一つに交通費があげられます。地域間の移動に関する負担を軽減すること、また地域内での移動手段の確保や費用負担を軽減することが推進には効果的と考えられます。

CHECK! 地域間移動 ―費用負担の軽減―

二地域居住等には、多様な地域の組合せの居住形態があり、さらには往復の頻度も人によってまちまちであることから、遠方かつ頻度の多い往来には相当な費用負担が発生します。このため、自治体や公共交通機関において、その負担を軽減するべく様々な取組が模索されています。

[関連事例]

■転出抑制の目的も含めた通勤費の支援

事例：栃木市東京都通勤者支援補助金（栃木県栃木市）

東武鉄道または新幹線の定期券を購入し、東京都内に通勤する人に対して、東武鉄道特急券または新幹線定期券の購入費を１か月あたり最大１万円補助している。市外に在住する都内通勤者の本市への移住促進だけでなく、東京都内へ通勤する市民の経済的負担を軽減することで転出抑制の面もあり、対象者は移住者に限らない。

■新幹線乗車券等購入費等の支援による二地域居住者等の確保

事例：佐久市リモートワーク実践者スタートアップ支援金（新幹線乗車券等購入費支援金）（長野県佐久市）

令和２年 11 月１日以降に、長野県外から移住してきた人や長野県外との二地域居住を始めた人が、リモートワークを実践する場合の支援金を交付している。4 種の支援金があるが、そのうち、「リモートワーク支度金」及び「新佐久市民応援金」については令和４年度をもって受付を終了し、令和５年度からは、令和４年度までにリモートワーク支度金の交付決定を受けている方に限り、二地域居住者等が通勤や商談などのために、新幹線を利用する場合、最長 36 ヶ月、月額上限２万５千円を支給する「新幹線乗車券等購入費支援金」や、リモートワークを行う際の市内のシェアオフィス等の利用に係る経費を支援する「シェアオフィス等利用支援金」を継続している。

■自治体と公共交通機関の連携による通勤費支援サービス（再掲）

事例：「おためし暮らし」兵庫県丹波篠山市、京都府南丹市、滋賀県高島市、滋賀県甲賀市/JR 西日本

４市の提供するおためし住宅に数ヶ月単位での居住をしてもらい、地域魅力の体験や、将来的な定住人口・就農人口・地域のファン拡大等につなげるもの。JR 西日本は、京阪神都市部への通勤利用分の普通運賃の４割ポイント還元や月単位のレンタカー特別サービスを提供する他、令和５年度からは普通運賃のみでなく特急料金も４割還元の対象に加え、移動サービスを拡充させている。

■移住や二地域居住、継続的な関係づくりを希望する県外在住者のための支援

事例：ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金（福島県）

福島県では、移住や二地域居住または継続的な関係づくりを希望する県外在住の方が、県内に一定期間滞在しコワーキングスペースなどでテレワークを行った場合にかかった費用（宿泊費、交通費、コワーキングスペース等の施設利用料、レンタカー代）の一部を最大 30 万円まで補助している。

また、県内でのテレワークと併行して、県内で移住体験をする「ふくしまお試し移住村」事業を利用する場合は、上記に加え、地域体験活動にかかる費用について最大 5 万円を上乗せ補助している。

出典：福島県 HP

CHECK! **地域内交通**

―自動車での移動をしやすい環境の提供―

二地域居住先での地域内の移動は、自治体等が運営する乗合タクシーや乗合バスの利用に合わせて、自家用車による移動も考えられます。二地域居住等の実践者にとって、移動をすべて自家用車にすると負担になることもあるため、拠点間は電車等で移動し、地域内は自家用車等を利用するといったケースがあるようです。駅前の駐車場を無料で利用させることや、レンタカー等で移動手段を充実させることで、利便性が向上します。

[関連事例]

■地域経済活性化を兼ねた移住者に対する車両取得支援

事例：軽自動車購入費助成金（埼玉県秩父市）

秩父地域外から市内に移住した際に自動車を有していない方が、市内の販売店で軽自動車を購入する場合、30 万円を限度に車両本体購入費の一部を助成している。移住者への支援とともに、地域経済循環の促進も目的に展開している。

（3）就業環境

テレワーク等の普及により、現在の仕事を辞めずに就業場所から遠い場所で仕事や居住ができるようになりました。それにより個々人の働き方も多様化しています。ライフスタイルに合わせた就労ができるようにテレワークがしやすい環境を整えたり、地域内の起業、就業や、副業・兼業が行いやすい環境整備を図ったりすることが効果的です。

CHECK! テレワーク・ワーケーション支援 ―多様化する二地域居住者の働き方・新たなニーズへの対応―

テレワークやワーケーションをする方にとって、快適な仕事環境、オフタイムの充実、費用の抑制は大切な要素となります。それらのニーズに応えながら、来訪のきっかけづくりや継続的に来訪してもらうための仕組みづくりを行い、移動や滞在費等の支援を行うのは有効な手段となります。

[関連事例]

■テレワーク実施者に対する支援

事例：テレワークの体験に対して助成を実施（おためしナガノ）（長野県）

地方にサテライトオフィスなどの拠点の設置を検討している首都圏などの IT 企業や、長野県を仕事場にしたい IT 関連従事者を対象として、長野県内のオフィススペースの利用料や引っ越し代、県外での業務上の交通費、家具・家電・自動車のレンタル料などを最長 6 カ月間補助するもの。長野県内にお試しで居住して仕事をしてみる機会を提供することで、IT 人材を誘致し、本格的な居住や拠点の設置を検討してもらうことを目指し実施している。

出典：おためしナガノ特設サイト

（実績）R4：28 組（38 人）申込のうち 19 組採用 ／ R5：31 組（44 人)申込のうち 20 組採用

■地域の宿泊施設を活用したワーケーションの推進

事例：阿蘇市ワ―ケーション受入れ環境整備支援事業（熊本県阿蘇市）

温泉街などを中心とした市内宿泊施設において、お客様の利便性を高め、各施設の特性に応じた受入れ環境を整えるべく、Wi-Fi 環境の基盤整備を実施した。令和 2 年度は、阿蘇市内の宿泊施設（旅館業法の「旅館・ホテル」又は「簡易宿所」の許可を得ている宿泊施設及び住宅宿泊事業法の届出のある宿泊施設）のうち、32 施設を整備したほか、これらワーケーション対応宿泊施設、阿蘇でのワーケーションのモデルプラン、子供の一時保育預かりなどの役立つサービス等を紹介するためのホームページを構築し情報発信している。

出典：阿蘇ワーケーション HP

■リモートワーカーを呼ぶ込むため市内をまるごとサテライトオフィスとして環境整備

事例：富士吉田市まるごとサテライトオフィス事業（山梨県富士吉田市）

山梨県富士吉田市では、リモートワーカーを呼び込むため、令和４年度より「仕事場所」と「滞在場所」の両方を提供できるワーケーション環境を整備する「富士吉田市まるごとサテライトオフィス」事業を実施し、富士山駅ビルにコワーキングスペース＆コミュニケーションハブ「ドットワーク Plus」を設置、提携ワークスペース・提携宿泊施設を設置し「日常型ワーケーション」環境を整えている。

出典：ドットワーク Plus ホームページ

CHECK! 地域内就労支援
―二地域居住者の居住形態や希望に応じた仕事のマッチング―

二地域居住等の希望者の心配ごとのひとつとして、もう一つの拠点にいる際の「仕事（収入）の確保」が大きくあります。これに対して、地域で雇用を受け付ける事業者とのマッチングや、希望者の望む働き方に応じた仕事の紹介などが行われています。

[関連事例]

■地域にある複数の仕事に従事するマルチワークという働き方

事例：おぐにマルチワーク事業協同組合（山形県小国町）

小国町では、特定地域づくり事業協同組合制度に基づき、令和３年 11 月に「おぐにマルチワーク事業協同組合」を設立し、マルチワーカーが希望する職種や時間帯などに応じて、地域内の事業者とのマッチングを行い派遣している。

現在、農業、温泉宿泊施設、ガソリンスタンド、酒造業など、季節に応じてマルチワーカーの派遣を希望する 18 の事業者が参画している。

これまでに９人（うち町外からの移住者８人）を雇用し、農山村における新しい働き方を実践している。

出典：おぐにマルチワーク事業協同組合ホームページ

移住のきっかけは山の仕事。森の資源を仲間とともに仕事に

伝統的な製法を守りつつ、次世代に繋がれるお酒を作りたい。

仕事も趣味も面白いこと、楽しいことを見つけるのが好き

牛を育てる 。この仕事が趣味みたいなもの

■一人ひとりへの仕事先への丁寧なマッチング

事例：漁業関係就業希望者への紹介（北海道利尻富士町・利尻町）

漁業が盛んでありながら人材不足に悩む利尻富士町・利尻町では、漁師の担い手確保に向けて、両町・漁業協同組合・北海道の関係機関で立ち上げた「利尻地域漁業就業者対策協議会」により、漁師を志す人へ対策や支援を行っている。

漁業後継者や漁業協同組合への就業するために定住を希望する場合には、住宅確保に向けた関係者との取り次ぎも行っている。

出典：利尻町ホームページ

起業、副業・兼業支援
―二地域居住者の意欲とスキルを活用した地域課題の解決―

二地域居住等の実践者の中には、起業や副業・兼業により、高いスキルや知識を活かして活躍されている方が少なからずいます。このような人の意欲と行動力をうまく地域とマッチングすることで、地域住民のニーズへの対応や地域資源の発掘など、地域課題の解決等が期待されることから、二地域居住者の個人のための支援の域を超えて、積極的に支援していくことが望まれます。

[関連事例]

■行政における兼業・副業による外部人材の活用

事例：戦略推進マネージャー（広島県福山市）

行政だけの「自前主義」から脱却し、外部の新しい発想を取り入れ、人口減少対策などの重要な施策を効果的に推進するため、平成 30 年 3 月に、民間企業の最前線で活躍する専門性の高い人材を「戦略推進マネージャー」として、兼業・副業で採用した。

【写真】2018年3月 委嘱式

戦略推進マネージャーは、民間のマーケティング手法やソリューションを活用した新たな施策・戦略を立案するとともに、自らが持つ人や企業のネットワークを活かし、様々な関係者を巻き込みながら、そのアイデアを実現させてきた。

こうした取組は行政に変化をもたらす大変貴重なものであったため、令和 2 年には、これまでとは違う新たな分野にも発想を取り入れようと、戦略推進マネージャーを追加採用している。

戦略推進マネージャーは、委嘱期間終了後の現在も引き続き、福山市政シニアマネージャーとして市政に携わっている。

出典：福山市ホームページより

■地域課題研修と人材マッチングによる地方での複業機会の創出

事例：首都圏等複業人材・中小企業マッチング支援事業
（静岡県焼津市）

静岡県焼津市では、人材不足に悩む地元企業の課題解決に首都圏の人材のスキルやノウハウを活用するため、令和 3 年度よりビジネスマッチング合宿を市の主催、合同会社うさぎ企画の企画運営により実施している。

合宿の実施に当たっては、地元信用金庫や商工会議所も協力している。過去 5 回の合宿を通じて、35 社の企業が参加し、うち 31 社で人材のマッチングが実現している。

■コワーキング・アクセラレータ・ラボの機能を掛け合わせながら市民一人ひとりが生み出すイノベーションを加速する

事例：シビック・イノベーション拠点「スナバ」（長野県塩尻市）

長野県塩尻市では、地域課題に関心を持つ市民や市外の人々が交流しながら、事業やプロジェクトを自ら形にしていく動きを「シビック・イノベーション（市民一人ひとりが生み出すイノベーション）」として、学び合う拠点となる施設として、2018 年にシビック・イノベーション拠点「スナバ」を開設。

「生きたいまちを共に創る」をビジョンに掲げながら、全国の社会・地域課題を解決する社会的効果や持続可能性のある事業がスナバや塩尻を通して生み出されていくことを目指している。

デスクワークやミーティングスペース等の一般的なコワーキング機能のほか、ビジネスモデルを会員同士で磨き合うアクセラレータプログラムなど、新規事業の創出につながる機能も提供。近年ではシビック・イノベーションを探究や実践していくラボ機能も実装し、カンファレンスやツアープログラムなども実施している。

企業、起業家、大学、生活者、行政のすべてを“市民”ととらえ、持続可能性と社会的効果を両立する事業や、新しい仕組みを共創しながらシビック・イノベーターを増やす環境をつくることをミッションとして活動している。

■コワーキングスペースを活用したビジネスマッチングや活動支援

事例：下土狩駅前コワーキングスペース（静岡県長泉町）

長泉町では、多様な働き方を支援する目的で、「下土狩駅前コワーキングスペース」を整備した。コワーキングスペースは長泉町が設置し、公募で選ばれた有限会社日の出企画が運営している。下土狩駅前にあるビルの 2 階を改修したもので、ビジネスからコミュニティの会合、パーソナルなワークスペースから打ち合わせまで、フレキシブルに使用可能なスペースを整備している。

出典：有限会社日の出企画

運営を行う日の出企画は、まちづくりのキーマンとなる人材の創出や活動支援、移住・定住支援やビジネスマッチングなどを実施しており、それらの取組を活かした施設の運営を行っている。

施設の利用者からは、「人脈形成ができる場」、「ビジネス交流・共同企画や起業につながる情報交換ができる場」、「子育て世代が集まりやすいイベントスペース」など、コワーキングスペースだけでなくコミュニティの場としても求められている。

（4）保育・教育

二地域居住等の実践者においては、単身者、夫婦、子供のいる家族など、様々な世帯の形がありますが、子供のいる家族の生活環境も考えると、幼児に対する保育・教育や、小中学生に対する就学機会を二地域においてどのように確保するか等を検討していくことが必要です。

CHECK! 保育時の一時預かり事業

就労等のために家庭における保育が困難であり、主な生活拠点において子供を認可保育所等に預けている保護者が、二地域居住等により主な生活拠点とは別の市町村において一時的に子供を保育所等に預ける必要が生じた場合には、一時預かり事業を利用することが考えられます。一時預かり事業の利用方法（申込み期限や利用期間など）は、各市町村で異なることから、保護者に分かりやすい形で案内することが大切です。

[関連事例]

■認定こども園の一時預かり事業と移住体験住宅の組み合わせによる保育園留学の取組（再掲）

（北海道厚沢部町）

北海道厚沢部町では、①認定こども園での余剰定員枠を活用した一時預かり事業、②移住体験住宅におけるワーケーション、③収穫体験などの暮らし体験を組み合わせた保育園留学の取組を推進している。サービスの利用にあたっては、ふるさと納税を活用することも可能。取組の推進に当たっては、認定こども園、地元の地域づくり団体、商工会、観光協会、農協の地域団体等が連携して協議会を形成し、ワンストップ窓口を設置している。

出典：北海道厚沢部町 HP

CHECK! 区域外就学制度を活用した二地域間での就学

義務教育期間中の児童生徒がいる家族が二地域居住等を行う際、児童生徒の就学機会を確保するため、区域外就学制度[1]を活用している例もあります。

本来、転校は住民票の異動や住所地の変更に伴って行われるものですが、区域外就学は住民票を移さなくても、住民票のある市町村教育委員会以外の教育委員会が設置する学校に通うことができる制度です。

区域外就学が認められるのは、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合のほか、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときなどがあります。文部科学省初等中等教育局からの通知（「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について（通知）」平成 29 年 7 月 26 日 29 初初企第 22 号）においては、この「相当と認めるとき」には、地方への一時的な移住や二地域に居住するといった理由から、保護者が児童生徒を住所の存する市町村以外の学校において就学させようとする際、市町村教育委員会において、教育上の影響等に留意しつつ、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認められる場合も含まれる旨が記載されており、二地域居住等においても活用が可能となっています。

[1] 学校教育法施行令第 9 条

手続きとしては、保護者が転校先の教育委員会に申立を行うことにより、転校先の教育委員会が住民票のある教育委員会と協議の上、保護者に受け入れを承諾し、保護者がその承諾書を住民票のある教育委員会に提出することとなります。

区域外就学制度について(文部科学省)

区域外就学制度について

- 通常、住民票がある自治体において学齢簿を編製し、住民票がある自治体の設置する学校に就学するが、住民票がある自治体の設置する学校以外の学校に就学する制度を区域外就学制度という。
- 基本的には、受け入れ先となる学校における就学を承諾する権限を有する者（※市町村立の場合には、市町村教育委員会）が承諾をすれば、住民票を異動せずに、就学は可能となる。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略（２０１６改訂版）において、「地方への移住に伴う子供の就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する」ことが明記されたことを受け、文部科学省においても、平成 29年に地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について、各教育委員会に通知を発出。また、文部科学省 HP「就学事務Ｑ＆Ａ」にも掲載。
- 過去に、いわゆる二拠点居住、ワーケーションを行う保護者とともに普段の居住地から離れるといった理由により、区域外就学を活用して受け入れた自治体は、小学校段階で　134自治体（8%）、中学校段階で89自治体（5%）である（R4.5.1現在）。

区域外就学の手続き

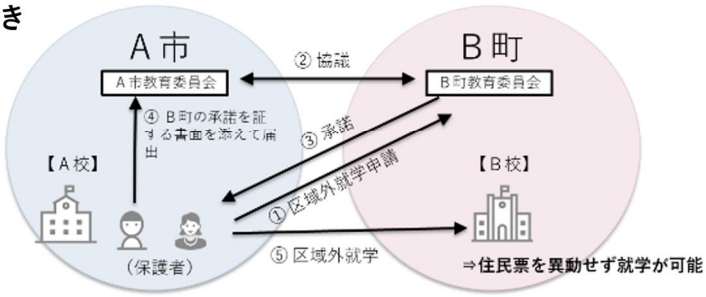

学校教育法施行令

第九条　児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2　市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

次ページの関連事例のように、例えば徳島県では、平成 28 年から、区域外就学制度を活用し、徳島と都市部の２つの市区町村教育委員会が協議の上、承諾することで、児童の住民票を異動させずに転校する「デュアルスクール」が推進されています。二地域居住の際には、それぞれの市町村教育委員会が連携し手続きを行う必要があることや、児童生徒の使用する教科書や学習進度が異なることの調整などの課題が生じるため、十分な準備や関係者間での十分な協議が必要となります。その点、徳島県教育委員会では、独自に「デュアルスクール派遣講師」を採用し対応に当たることにより、課題の解消を図っています。

双方の教育委員会が十分に連携し合意が成立すれば、それぞれの学校において授業に出席した日数が、いずれも出席日数として認められることとなり、また、２つの学校を１年間に複数回行き来することも可能となります。

住民票を異動させることなく、二地域において児童生徒の就学の機会が確保されることにより、児童にとって地方と都市の両方の良さを体験し多様な価値観が醸成されることに加え、保護者にとっても、新たな働き方やライフスタイルが実現できたり、子供と過ごす時間が増加したりするなど、二地域居住等の促進につながります。

[関連事例]

■事例：デュアルスクール（徳島県）

サテライトオフィス進出が進む徳島県で、ある企業の経営者からの「自分は自由に職場を移動できるが、子供は学校があるから一緒に行き来できない。なんとかできないのか？」という言葉をきっかけに、徳島と東京の教育委員会等の調整のもと、平成 28 年 10 月に最初のデュアルスクールが実施された。令和 6 年 3 月までに 45 件実施されている。

学校間での学習進度に関しては、「デュアルスクール派遣講師」により調整等がなされることにより、安心して徳島での学校生活をおくることが可能となっている。デュアルスクール派遣講師は、教科書や授業の進捗が違うことで生じる児童の負担等を軽減するため、児童の二地域居住元となる学校へ学習状況の聞き取り等を行い、徳島の学校との学習内容の違いを把握した上で、授業中に児童に対する支援等を行っている。

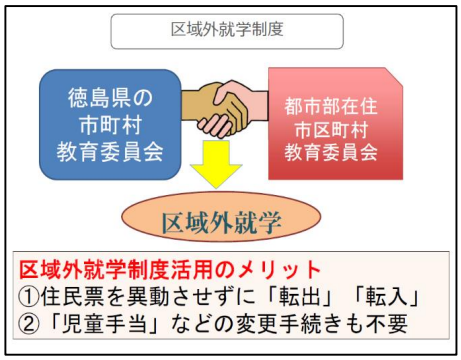

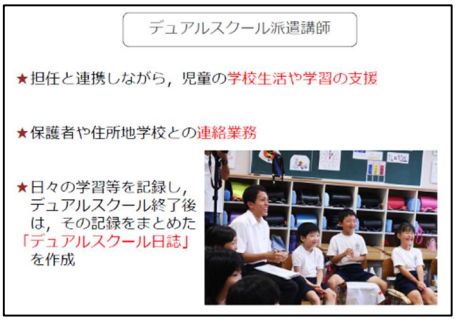

デュアルスクールの取組に関し、受入校の小学校長からは「学校にとっても子供たちにとっても本当に大きな成長に繋げることができている」、体験児童や児童の保護者からは「相対的なパースペクティブ（視野）を小さいころから持てるっていうのがデュアルスクールの一番の意味」、「学校の友達も、近所の人も優しく受入れてくれたのが嬉しかった」、「（移住へ）の気持ちは高まります」と肯定的な意見がでている。

資料引用：全国二地域居住等促進協議会 HP　先進事例　徳島県デュアルスクール説明資料
（URL：https://www.mlit.go.jp/2chiiki/advanced_cace.html）

CHECK! 移住や二地域居住等のきっけとなる短～中長期間の留学制度の活用

義務教育期間中の児童・生徒、高校生から卒業後の大人まで幅広い世代を対象として、移住や二地域居住等のきっかけとなるような留学制度が実施されています。

[関連事例]

■滞在人口を最大化して移住につなげる 3 つの島留学制度

事例：高校島留学・親子島留学・大人の島留学（島根県海士町）

島根県海士町では、関係人口、滞在人口、移住のうち、滞在人口を最大化することを目的として、3 つの島留学制度を用意している。

高校島留学は、島外から島根県立隠岐島前高校に入学する意欲・能力の高い生徒を対象に、寮費・食費（月 2 万円）や里帰り交通費等の補助が出る制度。親元を離れ人間的に成長したい、豊かな自然・文化・人とのつながりの中で充実した高校生活を送りたい、新しい環境で夢を見つけ挑戦したい学生のためのプログラムであり、全国から応募がある。

親子島留学は、1 年間、海士町に島留学をする親子を支援するプログラムで、親子一緒に移住し、保護者は PTA 活動や地域活動など子供たちの育成に協力的であることを要件としており、改修した空き家などに居住してもらっている。

大人の島留学は、それぞれの目的や希望滞在期間にあわせ、大人の島留学（1 年間～／20～29 歳の方）、島体験（3 カ月～／20～29 歳の方）、お試し島留学（3 泊 4 日／20～35 歳の方）の 3 種類の留学制度があり、島で暮らし、島で働くことを通して一人の島民として、最前線の現場で島の街づくりを担ってもらう。令和 4 年度の大人の島留学は 1 年の中長期コース 20 名、3 ヶ月の短期コース 10 名×4 回＝40 名の実績がある。実際に移住に繋がっている人は毎年 5～10 人程度いる。

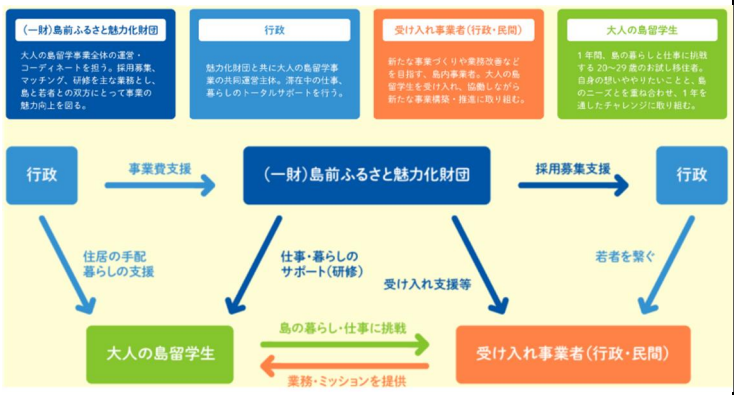

出典：大人の島留学ホームページ

（５）地域コミュニティへの溶け込み

コロナ禍やテレワークの普及で地域への関心が高まる中、豊かな自然や田舎での生活、スローライフ等に憧れて二地域居住等を始める人が多々いると思われる一方、「地域に馴染めなかった、こんなはずではなかった」とやめてしまうという人も少なからず見られます。

地域外の特に都市部から来られる人の中には、自治会・町内会への加入や草刈り等の共同作業等といった地域のルールがわからない・理解できないといった場合があります。また更に、二地域居住等の実践者は地域に不在となることが多いため、ルールを守れなかったり、コミュニケーション不足によって住民トラブルとなる場合もあります。

二地域居住等の実践者が地域に溶け込み末永く生活していくためには、自治体等の担当者や地縁組織が、地域のルールを把握・整理し、事前に二地域居住等の希望者にしっかり伝えることや、日頃から地域住民とコミュニケーションを取り、二地域居住等に対する考え方を十分に共有しておくことが重要です。

CHECK! 二地域居住者のみならず、地域住民の生活に関する意識の共有化

［関連事例］

■移住者のみならずコミュニティとしての慣習やルールの共有化

事例：集落の教科書（京都府南丹市）

南丹市では、移住者等を地域へ溶け込みやすくするため、また地域の若者等に歴史文化等を着実に継承していくために、集落ごとでの「集落の教科書」の作成を支援している。

内容は、古くからある慣習や共同作業、冠婚葬祭の方法などをまとめたもので、もちろん集落ごとに異なる。また、ルールの強弱や個人間で認識の違いがあるため、住民に聞き取り・話し合いを行い作成される。

美山町宮島地区の例では、明確なルールとして規定するのではなく、「住民の想い、移住者の声」や「宮島暮らしあるある」など表現に十分配慮し、傾向として多数の住民が認識し、守っている慣習・ルールを、緩やかにまとめている。

コラム

引っ越したらまずこれをしよう！

市役所に行って、住民票を移すだけが引っ越しではありません。
まわりのことをよく知って、よりよい新生活のスタートを切りましょう！

①区長さんに挨拶しよう。
各集落ごとに自治をする組織があり、そのトップが区長です。(P16参照)

②ご近所さんに挨拶しよう。
区長さんに挨拶にいくと、年間行事からゴミ捨て場まで色々と教えてくれます。「集落（区）」より小さい「組」という単位（約5~15軒）があり、その範囲には挨拶まわりをすると丁寧です。

挨拶の際、ちょっとした手土産を持っていったら喜ばれました！ 移住者

宮島暮らしあるある…

あるある①　家に帰ると玄関に野菜が置いてある

ある日突然、玄関や軒先に野菜や米が置いてある！
キツネかタヌキかモノノケか…そんな心配は無用です。
家で食べるための野菜を自前の畑で育てている家庭が多く、
沢山とれたので分けようという心意気。
どなたがくださったかわかれば、
お礼をしましょう。言葉だけでもOK。
何かの折に、声をかけたり助けたり。
風通しの良い集落の付き合いです。

9

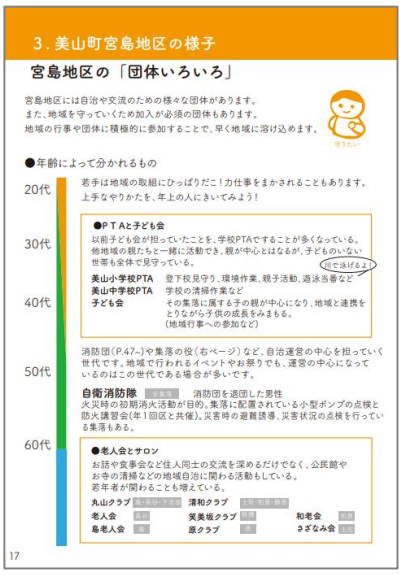
3. 美山町宮島地区の様子

宮島地区の「団体いろいろ」

宮島地区には自治や交流のための様々な団体があります。
また、地域を守っていくため加入が必須の団体もあります。
地域の行事や団体に積極的に参加することで、早く地域に溶け込めます。

●年齢によって分かれるもの

20代　若手は地域の取組にひっぱりだこ！力仕事をまかされることもあります。上手なやりかたを、年上の人にきいてみよう！

30代　●ＰＴＡと子ども会
以前子ども会が担っていたことを、学校PTAでることが多くなっている。他地域の親たちと一緒に活動でき、親が中心とはなるが、子どもがいない世帯も全体で見守っている。
美山小学校PTA　登下校見守り、環境作業、親子活動、遊泳当番など
美山中学校PTA　学校の清掃作業など
子ども会　その集落に属する子の親が中心になり、地域と連携をとりながら子供の成長をみまもる。(地域行事への参加など)

40代

50代　消防団(P.47~)や集落の役(右ページ)など、自治運営の中心を担っていく世代です。地域で行われるイベントやお祭りでも、運営の中心になっているのはこの世代である場合が多いです。
自衛消防隊　消防団を退団した男性
火災時の初期消火活動が目的。集落に配置されている小型ポンプの点検と防火講習会(年1回区と共催)。災害時の避難誘導、災害状況の点検を行っている集落もある。

60代　●老人会とサロン
お話や食事会など住人同士の交流を深めるだけでなく、公民館やお寺の清掃などの地域自治に関わる活動もしている。
若年者が関わることも増えている。
丸山クラブ　清和クラブ
老人会　笑美坂クラブ　和老会
島老人会　原クラブ　さざなみ会

17

【神楽坂と原峠】
原集落では大昔、火災が頻繁にあり疫病が流行る大変な時代がありました。愛宕山の望める場所を探し神楽を奉納したところ沈静し、以後神楽坂峠と称され日吉町佐々江集落への人々の往来の場所となりました。昭和に入り神楽坂東側の原峠に車で通行できる道路ができ、平成9年には神楽坂トンネルが開通し、原集落は美山町への玄関口となりました。

【集落みんなで日帰り旅行】
住民間の親睦を図るため、少しずつ積み立てを行い、3年に一度の日帰り旅行をしています。

【ホタルを守るための努力】
原集落では毎年ホタルのすみかを守るため、他の集落より遅い7月に河川の草刈りを行っています。7月には雑草が成長しきっており、刈り取りは大変ですが、それでも毎年ホタルの飛び交う幻想的な風景やその生息環境を後世に残すため住民みんなで頑張っています。

【日役を報酬制度に】
草刈りなどの日役は、全世帯参加が原則で、欠席する場合は不参加金を払う地域も多いです。しかし原集落では、高齢者が無理をして出てきてしまうことも多いことから任意参加とし、参加すると報酬が貰える制度としています。

【慣習を合理化しつつ集落の良さを守っています】
参拝が大変だった愛宕、金毘羅、稲荷講の合同化や全戸強制参加だった日役の自由参加化(報酬制化)など、時代に合わせて慣習の合理化を図っています。一方で、ホタルを守るために雑草が成長するのを我慢して河川の草刈り時期を遅らせるなど、集落の良さは守り続けています。

▲神楽坂から見下ろした集落の景色
▲茅葺屋根も健在
▲夏にはホタルが飛び交う
▲放光寺

目次
宮島地区
美山町
宮島の集落
南丹市
データ集

26

出典：集落教科書シリーズ「宮島田舎暮らし読本」

■地域案内人をはじめとした地域全体の受け入れ体制の整備

事例：移住受入れ地域認定制度（大分県日田市）

日田市では、地域に溶け込めるかどうかを心配してためらう移住者の不安を解消するため、移住者を歓迎し、受入れから移住後の支援まで丁寧に行う地域を「移住受入れ地域」として認定し、移住を検討する人に紹介している。

地域の生活インフラや決まりごと、自慢などを「地域紹介シート」にとりまとめて公開するとともに、困ったことや分からないことがあるときに相談に乗ってくれる「地域案内人」を選出して紹介している。

これまでに６つの地区が認定されており、移住希望者に対して手厚く情報提供を行うなど、地域ぐるみでの移住者の受け入れを促している。

＜地区紹介シートの一部＞

こんな移住者を歓迎しています

田舎の暮らしをこよなく愛し、自然と共生していただける方

住まいのご紹介

地域内に空き家があります。
所有者との調整が必要ですが、今後空き家バンクへの登録を呼びかけていきます。空き家は全室が日当たり良好で庭も広くバーベキュー等できます。

地域の決まりごとや慣習

道普請等の共同作業	7月第3日曜日午前中に草刈
花の植栽等の環境美化活動	旧塚田小学校前花壇に花植草取等、年3回。1時間程度。
集落の祭りや行事	10/22、23秋祭り。金毘羅様年2回。お観音様。 金毘羅様やお観音様では、地域の人たちが近原公民館に集まって楽しく会食します。
神楽などの伝統芸能	塚田ひょっとこおどり愛好会（有志）
葬祭時のきまりごと	講中は近原上・近原下の2班に分かれます。通夜500円（お夜食代）。 ※「講中」とは、地域の助け合いや葬儀の手伝いを行う組織です。葬儀の前日にご案内を配り、当日は葬儀のお手伝いをします。

生活組織

子ども会	無
女性グループ	有
老人会	有
消防団	有　（会費 3,000円/年）

地域の自慢

この地区は、標高が400mあるので夏でも涼しく、しずかな所です。
地域には冷たくて透き通った水が湧き出る『塚田阿蘇神社』や源泉掛け流しの『塚田温泉』があります。
4月にはチューリップ祭り、6月には蛍祭りなど地元住民と他地域の住民との交流活動も活発です。
すでに移住者の方もおられ、この地区で生活されています。移住者の方の受け入れ態勢も万全です。

出典：日田市ホームページ

CHECK! 地域の受け入れ体制の整備、担い手の確保

[関連事例]

■住民税にかわる地区・集落を指定した"ふるさと納税"による地域支援

事例：まちづくり協議会等を使途に指定したふるさと納税制度の運用（熊本県天草市）

２市８町の合併により誕生した天草市では、地域主役の新しいまちづくりを担う組織として旧市町ごとに 10 の「まちづくり協議会」を、さらに小学校区などごとに 51 の「地区振興会」を設置している。

「ふるさと納税」では使途を選べるようにしており、「地域コミュニティづくり」を選択すると、上記「まちづくり協議会」や「地区振興会」を指定できる。まちづくり協議会等では事業計画を策定し、当該寄付金を加えた交付金を活用して、次年度に各種事業を展開できる。

暮らし続けられる地域づくりに向けて、特産品の開発・販売や都市農村交流イベントといった活性化に向けた取組みだけでなく、高齢者や子育て世帯の支援など、地域課題の解決に向けたさまざまな取組みに活用されている。

生まれ育ったふるさとや思い入れのある地域への寄附であるとともに、住民票のない二地域居住者等において、コミュニティの一員として地区住民と同様に費用を負担したい際には、活用し得るふるさと納税制度の１つの運用例といえる。

出典：天草市役所提供資料

■村のファンを 1/2 村民にするポイントカードで村民の困りごと解決の担い手に

事例：こすげ村人ポイントカード（山梨県小菅村）

小菅村では、「小菅村が好きな方は、小菅村に住む村民（1/1 村民）じゃなくても、もはや半分村民（1/2 村民）ではないか」という考えから「1/2 こすげ村人ポイントカード」制度を開始している。村内加盟店にて、お買い物ポイントや来店ポイントを貯め、ポイントの利用ができる。地方創生総合戦略の中で、観光客から一歩進めた関係人口として都市住民をつなぎとめるために村民証を発行しようと考えたのがきっかけであった。こすげ村人ポイントカードを通して小菅村の村づくりに関わるさまざまな「接点」を創出し、1/1 村民と 1/2 村民が一緒に、主体的に関わっていく小菅村ならではの村づくりの「カタチ」を目指している。

年 4 回のダイレクトメールの送付や月 1 回のメールマガジンを通し、村の観光情報や日々の暮らしや村民の紹介を行うことで、より村に愛着を感じてもらえるよう取り組んでいる。村人口約 650 人に対して、会員数は、令和 6 年 4 月現在で 3800 人を超え、ボランティアイベント（登山道見回り、干し柿作り等）や会員向けの交流イベントを定期的に開催している。

出典：小菅村を楽しむ総合情報サイト

■二地域居住デジタル会員証の活用による地域の担い手確保（再掲）

事例：二地域居住ふるさと会員アプリ、二地域居住体験プログラム

（栃木県那須町/伊藤忠ﾃｸﾉｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ株式会社）

那須町では、二地域居住の促進による地域の担い手確保や地域内消費拡大、まちの賑わい創出を図ることを目的に、スマートフォンで利用できる Web アプリを活用し、二地域居住者（二地域居住ふるさと会員）の訪問頻度や滞在時間増加、地域住民との交流促進を図るとともに、二地域居住体験プログラムの実施により、新たな二地域居住者を創出する取組を実施。

具体的には、二地域居住ふるさと会員に対し、アプリの機能である「地域情報、イベント・活動等の情報発信」、「イベント参加や町内スポット訪問等に対するポイント付与」、「ふるさと納税申し込み」「会員証表示による町民サービス提供」等を活用し、地域活動参加や町内周遊促進、二地域居住者等の実態（訪問頻度、滞在期間、地域内での活動・行動等）の把握を図った。

また、二地域居住体験プログラムとして、地域での原体験や地域交流ができる取組を２回実施。第１回及び第２回のプログラムで合計 14 名が参加し、アプリを使いながらの町内周遊や野菜収穫、自然散策等の体験を行った。参加者からは「二地域居住等の意欲が高まった。」や「違う価値観を学べる。リフレッシュできる。」等の声が寄せられた。

＜二地域居住ふるさと会員アプリ＞

＜二地域居住体験プログラム＞

出典：那須町二地域居住促進コンソーシアム提供資料

■交流拠点の創出による町内・町外の交流の促進

事例：エリア 898（埼玉県横瀬町）

埼玉県横瀬町では、JA 旧直売所跡地を利活用し、町民と横瀬町に関わる人との交流拠点として「エリア 898（エリアはちきゅうはち）」を整備している。

交流の場づくりについては、横瀬町の官民連携プラットフォーム「よこらぼ」を通じて町民団体が提案し、改修にあたっては、主に横瀬町民や横瀬の関係人口の手によって行われた。

現在は、エリア 898 に併設した形で、二拠点居住者用の宿泊付のコワーキングスペースが開設され、より町外の方と町民が交流し、地域の活動に積極的に参加するなど、新しい関係性が生まれている。

（6）横断的事項

二地域居住の促進にあたって、組織や自治体の垣根を越えた横断的な取組が重要です。官民連携、都道府県・市町村連携による広域連携など、多様な主体によるノウハウや情報の連携・共有が図られることで、円滑な支援に繋がることが期待されています。

[関連事例]

■特定地域づくり事業協同組合制度による多業支援・NPO による空き家の利活用の円滑化

事例：NPO 法人あまみ空き家ラボ（鹿児島県奄美市）

鹿児島県奄美市では、年間を通して働ける場を提供できるよう特定地域づくり事業協同組合制度を活用し「奄美市しまワーク協同組合」を令和 5 年 5 月に設立。観光、宿泊、農業、イベント企画等の事業を行っている市内 8 事業所が参加し、移住者を中心に無期雇用派遣職員を雇用している。

移住者の住まいについては、地元不動産会社等のほか、大家から空き家を借り受け転貸する「サブリース」に取り組む NPO 法人あまみ空き家ラボと情報交換しながら確保にあたっている。

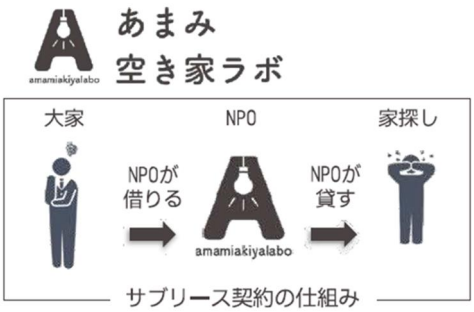

■都道府県、複数市町村、民間が連携した連絡会の設置による移住促進の取組

事例：諏訪圏移住交流推進事業連絡会

（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村など）

長野県では、6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）に加え、長野県諏訪地域振興局や宅建協会、諏訪信用金庫、ハローワーク、移住者の会（すわなかま）などが参加して、平成 26 年に諏訪圏移住交流推進事業連絡会を組織し、公・民や市町村の枠を超えた広域による移住を推進している（事務局：長野県諏訪地域振興局）。

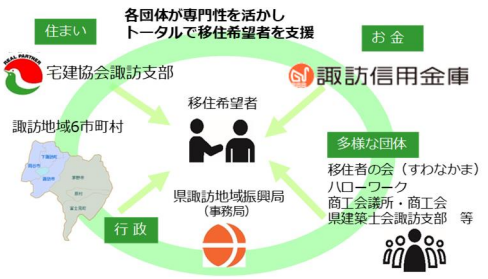

仕事、教育、医療や買い物など多くの面で密接な生活圏である特徴を活かし、合同による移住相談会の開催や移住ガイドブック作成など実際の生活に根付いた形での移住促進策を実施するとともに、空き家問題など共通の課題に対するアプローチも実施している。

■地元の不動産・ホテル・観光事業者等と自治体が連携し、滞在中の交流事業を展開・発信（再掲）

事例：「くしろ長期滞在ビジネス研究会」との連携（北海道釧路市）

「くしろ長期滞在ビジネス研究会」は、不動産事業者やホテル、観光事業者を中心に構成される長期滞在者（二地域居住者）の受入拡大を目指す団体であり、市が事務局となって相談窓口の開設や滞在施設の紹介、冷涼な気候やひがし北海道の中核都市として充実した都市機能などの強みを活かした各種プロモーションを行っている。また、より地域に根差した滞在となるよう、市民サークルや地域イベントの紹介、滞在中の交流事業等も展開している。

近年では、「コワーキングスペース等利用促進モデル事業」を展開し、利用料の一部助成等を行うことで、就労世代による滞在促進にも注力している。

情報プラットフォーム（運営者：くしろ長期滞在ビジネス研究会）

［掲載情報］①滞在施設　②まち紹介　③長期滞在ガイドブック　④イベント・観光情報　⑤移住情報 etc.

滞在施設

コワーキングスペース

滞在者向け講座

継続的な取組により、二地域居住等の長期滞在者は増加してきている。

■二地域居住先が災害時の避難先となる仕組み

事例：智頭町疎開保険（鳥取県智頭町）

鳥取県智頭町では、地域外の居住者が災害に遭った際の避難先として宿泊場所等を提供する「保険」の取組を行っている。

加入者への特典として、特産品の送付や体験ツアーへの招待、民宿の割引等を提供することで、都市部とをはじめとした地域間の継続的な関わりを創出している。

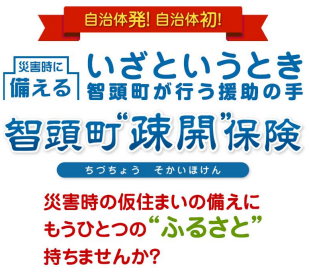

■地域生活圏※の形成

事例：「共助」・官民連携による市民生活サービスの提供（香川県三豊市）

香川県三豊市では、人口減少に伴う市場縮小で提供・維持が難しくなった生活サービスを、「共助」の考え方により地元企業が提供することを通じ、地域生活圏の形成が進められている。具体的には、「暮らしの交通（株）」によるスマホアプリを活用した AI オンデマンド交通サービスの展開や、「暮らしの大学（株）」による年齢や職業に関係なく地域での暮らしを豊かにする学びの提供を

はじめ、地元企業等の出資により設立された主体を中心とする運営がなされている。さらに、シェアハウス「瀬戸内ワークスレジデンス GATE」では、二地域居住者等の三豊市と関わりを持とうとする人を積極的に受け入れ、「住まい」の提供にとどまらず、地域の玄関口として、滞在者と地域の多種多様なプレイヤーをつなげる交流型のイベント等を開催することで、それぞれのニーズに合った「なりわい」や「コミュニティ」も提供している。それらの取組を行政がデータ連携基盤でつなぎ、各サービス事業者が持つデータを相互活用することで、市民生活を支えるサービス群「ベーシックインフラ」を構築・実装し、サービスの全体最適化と地域内での経済流通による持続性向上、住民の Well-being の向上を目指している。

※地域生活圏：新たな国土形成計画に位置づけられた、市町村界にとらわれず、分野の垣根を越え、官民のパートナーシップにより、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供されるエリアのこと。その形成を推進し、地域課題の解決と地域の魅力向上を図ることとしている。

３．二地域居住等関連施策一覧（R6.6 時点）

各自治体等が二地域居住等に関する取組を推進するにあたり、前述の４つのステップに応じて活用できる国の関連施策をとりまとめて掲載しています。

なお、国土審議会推進部会　移住・二地域居住等促進専門委員会による中間とりまとめにおいて、移住・二地域居住等を促進するために講ずべき施策のあり方としてとりまとめられた各府省庁連携の取組内容も踏まえた内容としています。

※出典：国土審議会推進部会 移住・二地域居住等促進専門委員会 中間とりまとめ（令和６年１月）

STEP1　地域や生活情報に関する発信

・移住・交流情報ガーデン（総務省）

居住・就労・生活支援等にかかる情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口であり、地方自治体や、関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を行っている。相談窓口では、一般的な相談については相談員が対応を行っており、しごと情報や就農支援情報などについては、専門の相談員が対応している。また、各地方自治体の移住・交流に関するパンフレット等の閲覧コーナーや、地方自治体等による移住・交流に関する相談会やセミナー等の場も設けている。運営は一般社団法人移住・交流推進機構が行っている。

（URL）https://www.iju-join.jp/join/iju_garden/index.html

（担当）　移住・交流情報ガーデン 施設運営担当　電話：03-5253-5392

・はじめての移住応援サイト「いいかも地方暮らし」（内閣官房・内閣府）

これから地方移住を考える人、はじめる人を応援する Web サイト。東京圏から地方へ移住した方々のインタビューや移住関連コラムなど、地方移住に役立つ情報を掲載している。

（URL）https://www.chisou.go.jp/iikamo/index.html

（担当）デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、地方創生推進事務局　電話：03-5510-2167

・WebGIS システム「土地・不動産情報ライブラリ」（国土交通省）

円滑な不動産取引を促進する観点から、オープンデータ等を活用し、不動産取引の際に参考となる情報（価格、周辺施設、防災、都市計画など）を重ね合わせて表示させる WebGIS システム「不動産情報ライブラリ」を運用している。

二地域居住先を検討する上で参考となる医療機関、学校・保育所などの周辺の生活環境や、災害リスクなどに関する情報を提供している。

（URL）https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo17_hh_000001_00032.html

（担当）不動産・建設経済局　情報活用推進課（政策統括官付）　電話：03-5253-8353

STEP２　相談窓口の設置

・空家等管理活用支援法人制度の活用促進（国土交通省）

市区町村が空家等管理活用支援法人の制度を積極的に活用できるよう、「指定の手引き」の周知、事例の紹介等を行う。また、空き家対策総合支援事業により、市区町村が支援法人へ補助等を行う場合や、支援法人がモデル的な取組を行う場合に支援を行う。

（URL）https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

（担当）住宅局　住宅総合整備課住環境整備室　電話：03-5253-8111（内線 39356、39357）

・地方移住支援窓口機能強化事業（地方創生移住支援事業）（内閣官房・内閣府）

市町村が都市住民の立場・視点を有する人材を移住支援窓口に受け入れる経費を支援する。三大都市圏に本社機能を有する企業等の社員を人材の対象としている。

（URL）https://www.chisou.go.jp/sousei/ijyu_shienkin.html

（担当）デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、地方創生推進事務局　電話：03-6257-1413

STEP３　きっかけづくりとなる取組の実施

・デジタル田園都市国家構想交付金（内閣官房・内閣府）

デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）にて、サテライトオフィス等の施設整備・運営・利用促進等、地方創生テレワークを推進する地方公共団体の取組を支援する。

地方創生拠点整備タイプにて、民間事業者に対する間接補助も含め、移住や二地域居住に活用する集合住宅やシェアハウスなどの地方創生に資する施設整備などを支援する。

（URL）https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html

（担当）デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、地方創生推進室、地方創生推進事務局
電話：03-6257-3889、03-6257-1416

・地方創生移住支援事業（内閣官房・内閣府）

東京 23 区に在住または通勤する方が、東京圏外の移住先において、起業、就業または東京での仕事をテレワークを勤務形態として継続する場合等を対象として、都道府県・市町村が共同で移住支援金を支給する。

（URL）https://www.chisou.go.jp/sousei/ijyu_shienkin.html

（担当）デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、地方創生推進事務局電話：03-6257-1413

・新たな交流市場・観光資源の創出事業（国土交通省）

地域との関係性構築を通じて、継続的かつ多頻度での来訪を促進するための「第 2 のふるさとづくり」、企業と地域によるワーケーションの取組等により、国内外の観光需要を喚起し、交流人口や関係人口の拡大、地域活性化を図る。

（URL）https://www.mlit.go.jp/kankocho/workation-bleisure/
https://www.mlit.go.jp/kankocho/anewhometown/

（担当）観光庁　観光資源課　電話：03-5253-8924

・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型））（農林水産省）

地域における農泊実施体制の構築とともに、企業等からのワーケーションの受け入れに向けた環境整備を支援する。

（URL）https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html

（担当）農村振興局　都市農村交流課　電話：03-3502-5946

・都市構造再編集中支援事業（国土交通省）

地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等）の整備について支援する。

※立地適正化計画の目標に適合し、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業に限る。

（URL）https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

（担当）都市局　市街地整備課　電話：03-5253-8111（内線 32763）

・都市再生整備計画事業（国土交通省）

観光等地域資源活用計画関連まちづくりにおけるワーケーション拠点施設（コワーキングスペース等）の整備について支援する。

※市町村が作成する都市再生整備計画事業に基づく事業に限る。

（URL）https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html

（担当）都市局　市街地整備課　電話：03-5253-8111（内線 32763）

・地方創生テレワーク推進事業（内閣官房・内閣府）

地方創生テレワークに関する情報提供及び相談対応を行うとともに、表彰制度等を通じ、取り組む企業やテレワークで地域進出を行う企業を受け入れる地方公共団体の裾野拡大を目指す。

（URL）https://www.chisou.go.jp/chitele/index.html

（担当）デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、地方創生推進室　電話：03-6257-1417

・まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）（国土交通省）

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たに求められる柔軟な働き方や暮らしやすさの実現のため、老朽ストックを活用したテレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備に対してファンドを通じ金融支援を行う。

（URL）https://www.mlit.go.jp/toshi/system/

（担当）都市局　まちづくり推進課　電話：03-5253-8111(内線 30614)

・「若者の地方体験交流」のご案内（国土交通省）

全国の市町村が企画する体験交流型のプログラム（地域づくり活動、農林漁業体験、就業体験等）をとりまとめて、全国の大学等に情報発信を行う。

（URL）https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000016.html

（担当）国土政策局　地方政策課（二地域居住担当）　電話：03-5253-8364

STEP４　具体的な取組支援の展開

・空き家対策総合支援事業等（国土交通省）

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の活用・除却や、空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務、NPO・民間事業者・地方公共団体等が実施するモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等への支援を行う。（～令和７年度）

（URL）https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

（担当）住宅局　住宅総合整備課住環境整備室　電話：03-5253-8111（内線 39356、39357）

・地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業（国土交通省）

地方都市の持続可能な発展に向けて、移住・二地域居住の推進、地方の定住促進を図るため、立地適正化計画を策定した市町村が、移住等を促進するエリアを設定した場合に、居住誘導区域・都市機能誘導区域内等に整備するコワーキングスペース等に対して支援を行う。

（URL）https://www.mlit.go.jp/toshi/kankyo/telework_project.html

（担当）都市局　総務課　電話：03-5253-8398

・PFI 事業を活用した公的賃貸住宅の活用・整備（国土交通省）

PFI 事業を活用した地域優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の整備に対して支援を行う。

（担当）住宅局　住宅総合整備課　電話：03-5253-8111（内線 39347）

・フラット 35（国土交通省）

国民の住宅ローンに対する多様なニーズに対応するため、証券化の仕組みを活用して、民間金融機関による全期間固定金利の住宅ローンを支援。借入時に総返済額が確定し、安心してローンが組めるため、若年世帯を中心に利用。※セカンドハウスの取得でも利用可能（H18.1～）

（URL）https://www.flat35.com/loan/flat35/index.html

（担当）住宅局　住宅経済・法制課住宅金融室　電話：03-5253-8111（内線 39726）

・共創・MaaS 実証プロジェクト（国土交通省）

交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」のプロジェクトのほか、地域の公共交通のリ・デザインを加速化する「モビリティ支援人材の育成・確保」や、デジタルを活用し、交通とそれ以外のサービスを１つのサービスとして提供する「日本版 MaaS の推進」を支援。

（URL）https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/

（担当）総合政策局　地域交通課　電話：03-5253-8987

・社会資本整備総合交付金（広域連携事業）（国土交通省）

広域にわたる人や物の流れを活発にすることを通じて地域を活性化することを目的として、複数都道府県が連携して広域的地域活性化基盤整備計画を作成し地域の活性化に必要な基盤整備等の事業に対して、社会資本整備総合交付金（広域連携事業）を交付する。

併せて、広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域内において民間事業者が実施する拠点施設の整備に対して、民間都市開発推進機構による出資等により支援する。

（URL）https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_kouhukin.html

（担当）国土政策局　地方政策課　広域制度企画室　電話：03-5253-8370

・企業版ふるさと納税（内閣官房・内閣府）

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み。

（URL）https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

（担当）デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、地方創生推進事務局　電話：03-6257-1421

・ローカルスタートアップ支援制度（総務省）

地域資源を活用した地域課題の解決に資する地域密着型事業の企画段階から事業立ち上げ後のフォローアップ段階まで各段階に応じて支援する。その中核として、地域の経済循環を創出するため、産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを「ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）」により支援する。

（URL）○ローカルスタートアップ支援制度
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/localstartup.html
○ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html

（担当）地域力創造グループ地域政策課　電話：03-5253-5523

・産業競争力強化法に基づく創業支援（経済産業省）

市区町村は産業競争力強化法に基づき、創業支援等事業計画を策定し、主務大臣の認定を受けることができる。創業者は、認定された特定創業支援等事業を通じて、登録免許税の軽減や創業関連保証の特例、日本政策金融公庫の融資制度等の各種支援措置を受けることができる。

（URL）https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html

（担当）中小企業庁　創業･新事業促進課　電話：03-3501-1767

・特定地域づくり事業協同組合制度（特定地域づくり事業推進交付金）（総務省）

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対する財政的、制度的な支援を行う。

（URL）https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html

（担当）地域力創造グループ地域振興室　電話：03-5253-5533

・地域おこし協力隊（総務省）

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

地方公共団体による地域おこし協力隊員の募集・活動へのサポート等の取組に対し特別交付税措置を講じている。

（URL）https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html

（担当）地域力創造グループ地域自立応援課　電話：03-5253-5394

・地域活性化起業人（企業人材派遣制度）（総務省）

地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置を講じている。

（URL）https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03100070.html

（担当）地域力創造グループ地域自立応援課　電話：03-5253-5392

・地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業（地域の人事部事業）（経済産業省）

民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方公共団体、金融機関、教育機関、業界団体、経営支援機関等と連携し、地域の企業群を一体として、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保及び域内でのキャリアステップの構築等を行う「地域の人事部」の取組を支援する。

（URL）https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html

（担当）地域経済産業グループ地域経済産業政策課　電話：03-3501-1697

・地域企業経営人材マッチング促進事業（内閣府（金融庁））

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）に大企業人材と地域企業を地域金融機関の仲介でつなぐプラットフォーム（「REVICareer（レビキャリ）」）を整備するとともに、レビキャリを活用して人材を採用した地域企業への一定額の給付等を通じ、地域金融機関の人材仲介機能を強化し、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形で、大企業から中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しする。

（URL）https://www.fsa.go.jp/policy/chuukai/jinzai/promotion.html

（担当）監督局総務課人材マッチング推進室　電話：03-3506-6000（内線 2936）

・地方拠点強化税制（内閣府）

地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業に対し、オフィスの取得価額や雇用者増加数に応じた税額控除等を措置する制度。

その他本税制関係施策として、地方税の課税免除又は不均一課税、中小企業基盤整備機構による債務保証制度、日本政策金融公庫による融資制度、地方自治体が本整備事業計画の認定事業者と連携して、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して行う支援措置を講じている。

（URL）https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html

（担当）内閣府地方創生推進事務局（地方拠点強化税制担当）　電話：03-3501-1697

・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））（農林水産省）

農山漁村の空き家・廃校等の地域資源を活用して、田舎暮らし希望者の受け皿となる施設や農山漁村と都市との交流促進を図る施設整備等を支援する。

（URL）https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html

（担当）農林水産省　農村振興局　地域整備課　電話：03-3501-0814

・地方自治体が実施する移住・定住対策に係る特別交付税措置（総務省）

地方自治体が移住希望者等に対して実施する情報発信に要する経費のほか、移住体験や移住希望者等への就職や副業・兼業支援の実施に要する経費などについて、特別交付税措置を講じている。

（担当）地域力創造グループ地域自立応援課　電話：03-5253-5392

・移住・二地域居住等の促進に向けた実証調査（特定居住支援法人等への支援）（国土交通省）

移住・二地域居住等の促進により地方への人の流れの創出・拡大を図るため、特定居住支援法人等が実施する先導的な移住・二地域居住等を促進するための取組を支援するもの。

（URL）https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html

（担当）国土政策局　地方政策課（二地域居住担当）　電話：03-5253-8364

・ふるさと納税（総務省）

個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合には、「寄附額－2,000 円」（一定の上限あり）を、個人住民税（地方税）及び所得税（国税）から軽減している。

（URL）https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

（担当）自治税務局市町村税課　電話：03-5253-5669

・全国版空き家・空き地バンク（国土交通省）

地方公共団体が把握・提供している空き家や空き地の情報について、地方公共団体を横断して簡単に検索できるように「全国版空き家・空き地バンク」を構築している。

（URL）https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

（担当）不動産・建設経済局　不動産業課　電話：03-5253-8111（内線 25119）

・簡易宿所における玄関・玄関帳場・フロントの設置基準（厚生労働省）

一定の条件下では、簡易宿所に玄関や玄関帳場、フロントの設置をしないことが可能。

（URL）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110603.html

（担当）厚生労働省　健康・生活衛生局　生活衛生課　電話：03-5253-1111（内線 2437）

・消防用設備等の設置基準の合理化（総務省消防庁）

一定の条件下では、簡易宿所への消火器、自動火災報知設備、誘導灯等の設置が不要となる。

（URL）https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post20.html

（担当）総務省　消防庁　予防課　電話：03-5253-7523

・用途制限の緩和（国土交通省）

簡易宿所は住居専用地域では立地できないが、建築基準法第 48 条に基づく特例許可や、都市計画法に基づく地区計画や特別用途地区の活用により、制限を緩和することも可能。なお、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年 5 月 15 日成立）において、地域の実情に応じて市町村が中心となって二地域居住等の促進のための計画を作成した場合に、建築基準法第 48 条に基づく特例許可等に係る手続きの円滑化を図る措置が盛り込まれている。

（担当）住宅局　市街地建築課　電話：03-5253-8111（内線 39635）

（担当）都市局　都市計画課　　電話：03-5253-8111（内線 32653）

その他

国における二地域居住等関連施策の最新情報については、全国二地域居住等促進協議会のホームページの「支援策」より確認できます。

URL：https://www.mlit.go.jp/2chiiki/support.html

このガイドラインについての問い合わせ先はこちらです。
国土交通省国土政策局地方政策課（二地域居住担当）　電話：03-5253-8364